

吉賀町行財政改革集中改革プラン

実施項目進行管理表

平成20年6月4日現在

目 次

第1節 住民本位の開かれた行財政運営の推進		2 職員定員等の適正化	P
1 住民と行政の協働に向けた環境づくり	P	3 - 2 - 1 定員適正化計画の策定	7 3
1 - 1 - 1 町政への参加の環境づくり	1	3 - 2 - 2 給与制度の適正化	7 7
1 - 1 - 2 職員の協働に対する意識づくり	9	3 職員人材育成の推進	
1 - 1 - 3 協働のパートナーに向けての活動支援	1 3	3 - 3	8 3
1 - 1 - 4 協働の仕組みづくり	1 7	4 財政の健全化	
2 行政評価制度の導入		3 - 4 - 1 受益者負担の適正化	8 9
1 - 2	2 2	3 - 4 - 2 公有財産の有効活用	9 4
第2節 より質の高い行政サービスの提供		3 - 4 - 3 町税等の徴収率の向上	9 5
1 行政サービスの向上		3 - 4 - 4 新規収入源の検討	9 8
2 - 1 - 1 サービス提供システムの構築	2 5	3 - 4 - 5 行財政運営のスリム化	1 0 1
2 - 1 - 2 サービスを提供する職員の意識改革	3 0	3 - 4 - 6 予算システムの改革	1 0 2
2 - 1 - 3 職場内及び住民との情報の共有化	3 4	3 - 4 - 7 財政指標の改善	1 0 6
2 - 1 - 4 サービスの公平性の確保	4 0	5 補助金の適正化	
2 民間委託等の推進		3 - 5 - 1 補助金の再構築	1 1 0
2 - 2 - 1 民間委託・民間移譲の推進	4 2	3 - 5 - 2 補助金の公表	1 1 2
2 - 2 - 2 民間委託等の受け皿に関する検討	4 4	6 事務事業の見直し	
2 - 2 - 3 新たな分野の民間委託の検討	4 5	3 - 6 - 1 コスト縮減の徹底と規制緩和等	1 1 3
3 外郭団体等の見直し		3 - 6 - 2 行政品質の向上	1 1 8
2 - 3	4 6	3 - 6 - 3 公正の確保と透明性の向上の推進	1 1 9
4 会館等公共施設の見直し		3 - 6 - 4 省資源・環境対策の検討	1 2 3
2 - 4 - 1 施設の維持管理方法の見直し	5 5		
2 - 4 - 2 施設サービスの向上	5 7		
第3節 効率的で生産性の高い行財政運営の推進			
1 組織・機構の見直し			
3 - 1 - 1 わかりやすく、利用しやすい組織体制の確立	5 8		
3 - 1 - 2 迅速で機能的な機構の整備	6 0		
3 - 1 - 3 行政関連施設のあり方	6 3		
3 - 1 - 4 危機管理体制の整備	6 9		

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	まちづくり基本条例の制定															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>まちづくり基本条例の平成19年度策定に向けて、その根幹となる総合計画策定業務に必要なガイドライン策定作業に着手した。</p> <p>ガイドラインの要素には、スケジュールリング、総費用、組織のあり方、タウンウォッチング及びパブリックコメントをどのような手法で実施するのか、そして全体業務の構造化、などを盛り込むこととし、住民や関係機関団体との協議や調整を行った。</p>		<p>平成17年度から着手したガイドライン策定作業を完成させ、まちづくり基本条例制定の基礎となる吉賀町総合計画策定事務に着手した。進捗状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉賀町総合計画審議会、吉賀町まちづくり委員会条例を6月議会で可決 ・策定フロー作業部会（職員21人）適宜開催 まちづくり委員会（民間41人）7回開催 計画策定委員会（助役、課長職）4回開催 総合計画審議会（民間10人）2回開催 ・この間、住民意識調査実施、分析作業終了し、広報3月号により調査結果を住民に公表。別紙参照。 		<p>平成17年度より着手した吉賀町総合計画策定作業と併行して、まちづくり基本条例制定事務を進め、平成19年12月に終了。尚、議会に対しては、可能な限り早い段階から情報提供等を行い意見反映することに配慮した。策定フローは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定委員会への提出 5・9月 ・まちづくり委員会への提出 4・5・6月、7月承認 ・町議会への提案 9月中間報告 12月14日議決 <p>又、制定された条例については、町広報掲載等により住民周知に配慮した。</p> <p>吉賀町総合計画及びまちづくり基本条例は、別紙参照。</p>											
効果等					<p>町民と町が相互の役割や責任を自覚し、協力してまちづくりを進める条例の制定により、町政への参加の環境がより一層充実した。</p>											

番 号	1 - 1 - 1			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育	
	項 目 名	町政への参加の環境づくり														担 当 部 署
実施項目	審議会等の会議の公開															
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度						
実施内容	取り組み無し。		取り組み無し。		委員会、審議会の傍聴希望はなかった。		引き続き委員会、審議会の透明性を図るための広報活動を続ける。									
効果等	特記事項無し。		特記事項無し。		特記事項無し。											

番 号	1 - 1 - 1			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	町政への参加の環境づくり													
実施項目	パブリックコメント制度の実施														
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度					
実施内容	<p>取り組み無し。</p>	<p>行政計画の策定や条例の制定にあたって、政策形成の段階から町民の多様な意見を反映させていくために、町民政策形成参画制度（パブリックコメント）の導入に向けて、島根県実施要綱を参考に検討を開始した。</p> <p>尚、今年度は制度導入前のため、自治組織再編等に伴う意見交換会開催や町総合計画策定に伴うまちづくり委員会設置開催などにより、広く町民の意見を反映させることに配慮した。</p>	<p>島根県実施要綱を参考にしながら、多様な住民参加型行政手法を研究し、制度導入に向け検討する予定であったが、協議は進まなかった。</p> <p>ただ、自治区について協議した柿木地域振興協議会やまちづくり委員会などの場では、広く町民の意見が反映されるよう配慮した。</p>	<p>本年も、多様な住民参加型行政手法を研究し、各事務事業実施にあたって、積極的に、同手法を取り入れるため努力する。検討に際しては、引き続き島根県実施要綱を参考にするものとする。</p> <p>尚、制度導入までに、意見交換会等の開催などにより、広く町民の意見を反映されることに配慮する。</p>											
効果等	<p>特記事項無し。</p>	<p>住民の町政参画機会の拡大を促進し、併せて住民に対する行政の説明責任を遂行するための努力をした。</p>	<p>住民の町政参画機会の拡大を促進し、併せて住民に対する行政の説明責任を遂行するための努力をした。</p>	<p>住民の町政参画機会の拡大を促進し、併せて住民に対する行政の説明責任を遂行するための努力を行う。</p>											

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	出前講座の実施															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>出前講座実施に向けてのプランニング作業に着手した。</p> <p>プランニングにあたっては、行政主導となることを極力防ぎ、住民や地域が求めているもの、将来必要とされるまちづくりのノウハウなどがテーマとなるようにしなければならない。</p> <p>又、将来想定される循環型・地域密着型・持続型社会モデルの知識などのアナウンスも実施していく必要がある。</p>		<p>平成17年度に着手したプランニング作業に継続して取り組み、修正を行って構築した後に実施した。</p> <p>プランの中では、実施する趣旨、対象範囲、説明場所、開催時間、メニュー、利用方法を定めた。別紙参照。</p> <p>プラン策定後は、町広報やお知らせ版などで十分な周知を行い、10月1日から受付を開始した。</p>		<p>プラン策定後、平成18年度10月より受付を開始し、各種集会で住民周知をしたが、要望は1件もなかった。</p>			<p>プラン策定後、平成18年度10月より受付を開始したが要望は1件も無い状況であり、各種会合で周知はしているが、引き続き住民周知の方法も合わせて検討する。</p>								
効果等	<p>プランニング作業に着手出来た。</p>		<p>住民への説明責任の遂行と住民との情報の共有化を図った。</p> <p>但し、今年度は住民からの要望は無く実績ゼロ。</p>		<p>住民への説明責任の遂行と住民との情報の共有化を図った。</p> <p>但し、今年度は住民からの要望は無く実績ゼロ。</p>			<p>住民への説明責任の遂行と住民との情報の共有化を図る。</p>								

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地区座談会・行政座談会の実施															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容		<p>当面する課題である「防災行政無線」「地域防災計画」「選挙公営掲示場」「自治組織再編」をテ・マに10月3～19日・6会場で、地区長・班長・自治委員・公民館長（分館長）を対象とした説明会を開催し、意見聴取を行った。</p> <p>尚、「自治組織再編」については、引き続き10月23日～11月21日・18会場で一般住民を対象とした意見交換会を開催し、より広範な意見聴取を行った。</p> <p>又、地元から座談会への出席要請があれば積極的に参加することとするが、従来の陳情・要望方式を改めることに留意した。</p>	<p>本年度当初から再編した自治組織について、当面、公民館単位で自治会長と意見交換会を開催した。</p> <p>柿木公民館 5月25日、6月15日</p> <p>七日市公民館 4月26日</p> <p>朝倉公民館 4月17日</p> <p>六日市公民館 4月26日</p> <p>蔵木公民館 4月19日</p> <p>また、地元から座談会への出席要請があれば、積極的に参加した。</p> <p>柿木自治会 6月17日</p> <p>六日市上自治会 5月27日</p> <p>沢田自治会 5月31日</p> <p>柿木地区 2月24日</p>	<p>本年も、公民館単位で自治会長と意見交換会を開催する予定でいる。また、5月12～16日にかけて、「まちづくり意見交換会」を開催する。</p> <p>地元から出席要請があれば、積極的に参加する。</p>												
効果等		住民と行政の情報の共有化を図ることが出来た。	住民と行政の情報の共有化を図ることが出来た。	住民と行政の情報の共有化を図る。												

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ご意見箱の設置															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			<p>現行の（旧六日市町時代からの）ご意見箱制度を見直し、リニューアルすることとした。</p> <p>寄せられた意見等に対しては、原則回答することとし、公表可能な事案についてはホームページや広報等で公表するとともに、住民の声が施策に反映されることを念頭においた運用を行うことに配慮した。</p> <p>設置場所は、吉賀町役場本庁舎は現在の位置（ホール右側壁面）分庁舎はホール右側の壁面に設置することとした。</p>													
効果等			<p>住民の町政参画機会拡大の促進に寄与した。</p> <p>但し、今年度は住民からの投函は無く実績ゼロ。</p>													

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	情報公開制度の充実															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>公正で透明性の高い行政運営を確立するため、個人情報の保護に留意しながら積極的に情報公開を推進した。</p> <p>年度内における実施状況は以下のとおりであり、町広報及び議会だよりにて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 4件 ・公開決定等の件数 4件 (いずれも町長部局) ・公開請求拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 0件 		<p>今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行う。</p> <p>より制度の充実を図るために町広報誌による制度の周知を年度内に行う。</p> <p>(現在の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 11件 ・公開決定等の件数 11件 (町長部局10件、農業委員会1件) ・公開請求拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 1件 		<p>今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行った。</p> <p>制度の充実を図るために町広報誌などによる制度の周知を図った。</p> <p>(19年度の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 30件 ・公開決定数 25件 ・非公開 1件 ・不存在 4件 ・公開拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 0件 <p>(町長部局26件・農業委員会1件・教育委員会3件)</p> <p>運用状況について広報「よしか」6月号に掲載し公表する。</p>			<p>請求件数が伸びつつあり、今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行う。</p> <p>尚、より制度の充実を図るために町広報誌などによる制度の周知を図る。</p>								
効果等	町政参画意識の高揚を図った。		町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図った。		町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図った。			町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図る。								

番 号	1 - 1 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町政への参加の環境づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	男女共同参画計画の策定・実施															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>男女共同参画社会基本法で、市町村はその区域にかかる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされた。</p> <p>上記をふまえて、合併協定の調整で新町において「男女共同参画計画」を策定するとした。</p>		<p>計画策定に向けた準備作業を行い、平成19年度中に計画策定することとした。策定方法は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会等は設置せず、担当課である町民課が原案を作成する。 ・計画内容が庁内各課に係るため庁議等で協議し決定する。 		<p>計画策定に向けて取り組んだが、年度の計画策定には至らなかった。</p>			<p>本年度中に計画を策定する。</p> <p>尚、策定に際しては、国の男女共同参画基本計画及び鳥根県の男女共同参画計画を勘案する。</p> <p>又、計画の中には町が設置する各種審議会等における女性委員の構成比率についても設定する。</p> <p>さらに、策定した場合や変更した場合には、法の規定により遅滞なく公表することとする。</p>								
効果等					<p>男女共同参画社会形成に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定することにより、法の目的の実現を目指すための基盤を整備する。</p>											

番 号	1 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教	
項 目 名	職員の協働に対する意識づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育	
実施項目	地区座談会・行政座談会への参加																
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度						
実施内容	<p>取り組み無し。</p>	<p>まちづくりの原動力は住民である。職員は外野で眺めるという姿勢を徐々に改め、住民と共に、自らもまちづくりプランナーであるという視点に立たなければならない。</p> <p>そのために、職員は、出身地で開催される地区座談会・行政座談会へは一住民として積極的に参加し、意見を述べ、かつ住民の意見に耳を傾ける姿勢を身につける。</p> <p>その趣旨を庁議において確認し、職員への動機付けと周知を図って積極的な参加を促した。</p>	<p>まちづくりの原動力は住民である。職員は外野で眺めるという姿勢を徐々に改め、住民と共に、自らもまちづくりプランナーであるという視点に立たなければならない。</p> <p>そのために、職員は、出身地で開催される地区座談会・行政座談会へは一住民として積極的に参加し、意見を述べ、かつ住民の意見に耳を傾ける姿勢を身につける。</p> <p>その趣旨を本年度も庁議において再度確認し、職員への動機付けと周知を図って積極的な参加を促した。</p>	<p>まちづくりの原動力は住民である。職員は外野で眺めるという姿勢を徐々に改め、住民と共に、自らもまちづくりプランナーであるという視点に立たなければならない。</p> <p>そのために、職員は、出身地で開催される地区座談会・行政座談会へは一住民として積極的に参加し、意見を述べ、かつ住民の意見に耳を傾ける姿勢を身につける。</p> <p>その趣旨を本年度も庁議において再度確認し、職員への動機付けと周知を図って積極的な参加を促す。</p>													
効果等	<p>特記事項無し。</p>	<p>住民と行政のパートナーシップの構築と住民参画の推進を図った。</p>	<p>住民と行政のパートナーシップの構築と住民参画の推進を図った。</p>	<p>住民と行政のパートナーシップの構築と住民参画の推進を図る。</p>													

番 号	1 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員の協働に対する意識づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	職員研修の実施						企		福		調					
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>島根県自治研修所委託の研修を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員研修2人 ・一般職員第・第 課程研修5人 ・新任係長研修3人 ・行政職員養成講座6人 	<p>高度化、多様化する行政需要に対応できる政策形成能力や創造的能力を有する人材育成を図るため、計画的・効果的な研修を実施できる体制作りを行った。</p> <p>以下のとおり、島根県自治研修所委託研修に職員を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職員第・第 課程研修5人 ・中堅職員研修4人 ・新任課長補佐5人 ・トップセミナー4人 <p>併せて、島根県町村会などの団体（島根県町村会、島根県総合事務組合、島根NPO活動支援センター、人権啓発推進センターなど）主催研修への派遣や町独自研修（新産業創出、財政、AED、接遇など）についても実施した。</p>	<p>高度化、多様化する行政需要に対応できる政策形成能力や創造的能力を有する人材育成を図るため、吉賀町人材基本方針に基づき研修を行った。</p> <p>19年度実績</p> <p>島根県自治研修所派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員研修 1人 ・一般職員第・第 課程 3人 ・新任係長研修 2人 ・中堅職員研修 2人 ・新任課長補佐研修 6人 ・特別研修 1人 接遇研修 48人 <p>新規採用職員人権・同和問題研修1人</p> <p>石西地区人権・同和教育研修会11人</p> <p>しまねNPO活動支援研修1人</p> <p>財務4表研修 2人</p> <p>を実施した。</p>	<p>独自研修の開催、島根県自治研修所委託研修、団体研修に職員を派遣し、協働に対する意識づくりを行う。</p> <p>予算措置対前年30%増</p> <p>島根県自治研修所派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員研修 2人 ・一般職員第・第 課程 4人 ・中堅職員研修 2人 ・新任課長補佐研修 2人 ・中堅職員選択研修 8人 特別研修 5人 <p>（法務能力開発・業務遂行能力開発・対人能力開発・政策形成能力 開発研修）</p> <p>接遇研修、メンタルヘルス研修</p> <p>民間機関が開催する研修の希望参加</p> <p>職員の自主的な研修参加を支援する。</p>												
効果等	自己啓発の促進と効率的な事務処理能力の向上を図った。	自己啓発の促進と効率的な事務処理能力の向上を図った。	自己啓発の促進と効率的な事務処理能力の向上を図った。	自己啓発の促進と事務処理能力のスキルアップを図る。												

番 号	1 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員の協働に対する意識づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	職員の地区担当制度の導入															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
					試行											
実施内容		<p>先行導入の自治体視察研修（浜田市三隅町・飯南町など）を行い当町での試行を目指して、制度の目的と手法、地区の役割と職員の役割、職員の配置、制度の将来像などについての検討を行った。</p> <p>又、試行に至るスケジュールを以下のとおりとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議で方針等の策定 別紙参照 平成18年8月 ・内部協議 平成19年4～5月 ・試行調整 平成19年6月 ・試行開始 平成19年7月 	<p>具体的な導入方法について検討を行ったが、結論には至らなかった。</p>	<p>引き続き制度導入に向けて検討して行く。</p>												
効果等		<p>職員の意識改革により、協働のまちづくりに対して町職員として貢献するための検討が出来た。</p>														

番 号	1 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員の協働に対する意識づくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	住民組織団体への積極的参画															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	町施策としての取組みはないが、職員の居住している地域において、個人・一住民の立場で地域の行事イベントに参画をした。		職員の地区担当制度と併せて職員の意識づくりを行い、積極的な住民組織団体への参画を促した。		職員の意識づくりをするため、研修会等への参加を呼びかけた。			引き続き職員の意識づくりを進めて行く。								
効果等	地域でのコミュニケーションの醸成を図った。		職員の意識改革を図り、地域住民との一体感の醸成を図った。		職員の意識変化が見られるようになった。			地域住民との一体感の醸成を図る。								

番 号	1 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教	
項 目 名	協働のパートナーに向けての活動支援				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育	
実施項目	自治組織活動の支援																
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度												
実施内容	<p>合併協定項目に基づき自治組織を平成19年度から再編させるということから、財政的支援をはじめとした自治組織への関わり方については、基本的に合併前の内容で運用した。</p>	<p>職員の地区担当制度の導入や自治組織の再編と併せ、財政的支援や人的支援について公民館との関わり方などに留意し全庁的に検討した。 又、先進的事例についても広く調査活動を行った。 尚、財政的支援の主なものは以下のとおり。 ・自治振興奨励金 事業費分 戸数当たり1,000円 役員活動費分 会長 61,400円 副会長 45,500円 ・各種スポーツ等補助金 戸数当たり 300円</p>	<p>昨年度決定した自治組織の財政的支援は以下のとおり。 ・自治振興奨励金 事業費分 戸数当たり1,000円 役員活動費分 会長 61,400円 副会長 45,500円 ・各種スポーツ等補助金 戸数当たり 300円 又、人的支援については公民館単位で自治会長と意見交換会を開催し、職員の地区担当制の試行に向けた準備を行った。</p>	<p>自治組織の新制度について、本年度自治委員の報酬、自治会に対する自治振興奨励金等についての見直しをする。又、人的支援については公民館単位で自治会長と意見交換会を開催するほか、職員の地区担当制の試行に向けた準備を行う。</p>													
効果等				<p>人的・財政的支援により再編後の自治会活動を活性化させた。</p>	<p>人的・財政的支援により再編後の自治組織（自治会）活動を活性化させるとともに、行政の強力なパートナーとしての基盤固めを目指す。</p>												

番 号	1 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働のパートナーに向けての活動支援				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	人材バンク制度の創設・運営															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>生涯学習活動支援のために、どのような分野においてどのような支援が必要か検討した。そして、多様なニーズに対して、どのように対応していくか平成18年度で具体的な検討に入ることにした。</p>		<p>人材バンク制度に係る庁内検討委員会（担当部署の総務課、政策企画課、保健福祉課、産業課、教育委員会各担当で構成）を7月設置し制度のあり方について検討した。</p> <p>高齢者層の雇用対策としての新たな人材バンク・人材派遣制度については、人口規模、人材需給、第三セクターの取り組み等から事業化は困難であると判断し、生涯学習活動支援のための人材バンクとして検討。尚、教育委員会にボランティアバンク制度（地域講師74項目、学校支援ボランティア86項目、事業所23が登録）が設置されていることから、この制度を周知しながら利用拡大を図ることが望ましいと考え、平成19年度より教育委員会を中心に内容を充実させ制度運用を開始することとした。</p>			<p>教育委員会に設置されているボランティアバンク制度を全町に周知するとともに、新たな人材発掘や利用拡大等の充実を図った。</p> <p>結果として、学校の地域学習や公民館活動の活性化が図られた。</p>				<p>教育委員会に設置されているボランティアバンク制度を全町に周知するとともに、新たな人材発掘や利用拡大等の充実を図り、運用していく。</p>						
効果等						生涯学習活動支援のための人材バンク制度としての充実が図られた。										

番 号	1 1 3		担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働のパートナーに向けての活動支援			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地域実践リーダーの養成														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度		21年度									
実施内容	<p>取り組み無し。</p>	<p>地域に必要とされる広い視野、深い見識、豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に行動のできるリーダーの発掘、育成を行うこととした。</p> <p>但し、当面は「協働」に対する行政職員の理解を深めるため、実践的な講座へ職員を派遣することにより、今後、地域実践リーダー発掘が出来る体制作りに向けた準備を行った。</p> <p>本年度は、「しまねNPO活動支援センター」主催の研修会に職員3人を派遣参加させた。</p>	<p>「地域に必要とされる広い視野、深い見識、豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に行動のできるリーダーの発掘、育成を行う」という方針に基づき、引き続き養成活動に取り組んだ。</p> <p>特に、本年度から始まる中山間地リーディング事業で、人づくり推進研修会を開催した。</p> <p>住民啓発講演会 10月13日 養成塾 10月14日 11月27・28日 2月18・19日</p>	<p>「地域に必要とされる広い視野、深い見識、豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に行動のできるリーダーの発掘、育成を行う」という方針に基づき、引き続き養成活動に取り組む。</p> <p>特に、昨年度から始まっている中山間地リーディング事業で、人づくり推進研修会を開催する。</p> <p>住民啓発講演会 6月 12月 養成塾 6回</p>											
効果等	<p>特記事項無し。</p>	<p>人材発掘とその効果的活用を図るための体制づくりに向けた準備を行った。</p>	<p>人材育成研修会開催等により、地域実践リーダーの資質の向上が図られた。</p>	<p>人材発掘とその効果的活用を図るための研修会開催等により、地域実践リーダーの養成を目指す。</p>											

番 号	1 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働のパートナーに向けての活動支援				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ボランティア・NPO活動の支援															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>吉賀町社会福祉協議会ボランティアセンター（平成8年設立、登録者数300人）におけるボランティア活動に対して、技術講習等の支援を行った。</p>		<p>吉賀町社会福祉協議会ボランティアセンターにおけるボランティア活動に対して、引き続き技術講習等の支援を行った。</p> <p>又、NPO活動に対しては、行政として協力して取り組んだ方がよりうまくいくような方法について検討した。一方、障がい者組織NPO法人よしかの里による「吉賀町障がい者地域活動支援センター」の今年度末の設立に向けて、県等関係機関との連絡調整の支援を行った。</p>		<p>吉賀町社会福祉協議会が行うボランティアセンターの活動支援や、昨年度末設立されたNPO法人よしかの里による「吉賀町障がい者地域活動支援センター」の円滑な事業運営に向けた指導や支援を行った。</p>			<p>吉賀町社会福祉協議会が行うボランティアセンターの活動支援や、昨年度末設立されたNPO法人よしかの里による「吉賀町障がい者地域活動支援センター」の円滑な事業運営に向けた指導や支援を行う。</p>								
効果等	<p>地域活性化に向けた人材、団体の育成が図られた。</p>		<p>地域活性化に向けた人材、団体の育成を図り、併せて効率的な活動を行うことが出来た。</p>		<p>地域福祉向上に貢献できる人材、団体の育成を行った。</p>											

番 号	1 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働の仕組みづくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	自治組織の再編						企		福		調					
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>現況の自治組織、公民館との関わり方などの調査を行った。</p>		<p>新町まちづくり計画を基本に、本年度から検討するまちづくり基本条例とも関連させながら教育委員会（公民館）柿木村地域振興協議会、自治委員会、地区長会と協議し本年度内での再編作業を終了した。</p> <p>又、再編に際して広く住民の意向を反映させるため、10月3～19日・6会場で、地区長・班長・自治委員・公民館長（分館長）を対象とした説明会を開催、再度10月23日～11月21日・18会場で一般住民を対象とした意見交換会も開催し意見聴取を行った。</p> <p>尚、説明会・意見交換会集約及び制度の概略については、別紙参照。</p>		<p>本年度より、以下のとおり再編した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分館、自治委員、地区長、班長制度を廃止し、自治会制度とした。50自治会設置。 ・役職としては、自治会長、自治会副会長、自治委員を配置。 ・報酬及び費用弁償は、自治委員は非常勤の特別職として報酬及び費用弁償を支払った。 ・活動費は、各自治会に自治振興奨励金を交付した。自治振興奨励金に役員活動費も加算する。但し、旧柿木村地区については経過措置を設けた。 ・旧柿木村の分館を自治会館に名称変更し、自治会長が自治会館長を兼務し、指定管理者制度を適用した。 											
効果等					<p>合併協定により事務を進め、全町域統一した協議の体制を整えた。</p>											

番 号	1 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働の仕組みづくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地域自治区の活性化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>合併前の旧柿木村地域で地域振興協議会を組織した。(構成員：6 公民館分館長、生産団体代表、教育団体代表、福祉団体代表、その他団体代表の10人)</p> <p>地域振興協議会を年度内で1回開催し、今後、新町総合計画に関する事、地域自治組織に関する事などを協議、検討することを確認した。</p>		<p>新町総合計画に関する事項及び地域自治組織に関する事項などについて協議検討した。</p> <p>協議会開催は、以下のとおり。</p> <p>第2回 5月 9日 第3回 6月 6日 第4回 6月20日 第5回 12月 7日 第6回 1月15日 第7回 1月25日 第8回 2月22日</p>		<p>9月28日、吉賀町総合計画に関する答申を提出した。また任期満了に伴う委員改選により、10月1日に第二期協議会が発足した。</p> <p>また、住民自治及び協働についての先進地広島県安芸高田市川根振興協議会を視察研修した。</p> <p>協議会開催は以下のとおり。</p> <p>第10回 7月 9日 第11回 9月 4日 第12回 9月11日 委員改選10月 1日 第1回 11月 9日 第2回 11月28日 第3回 3月 4日 視察研修 3月17日</p>			<p>町からの諮問に対する答申について検討する。</p> <p>また、住民自治及び協働の実現に向けた取組みについて協議及び実践をする。</p> <p>協議会は年間12回の定期開催を予定。</p>								
効果等	住民との協働のまちづくりを推進する基盤が整備された。		地域振興協議会開催が定着し、住民との協働のまちづくりを推進する体制が整備された。		協働によるまちづくりを推進する必要性及び効果を認識し、今後の活動に大いに参考となった。			地域の自治意識の向上が期待できる。								

番 号	1 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働の仕組みづくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	自治組織活動の支援（再掲）															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>合併協定項目に基づき自治組織を平成19年度から再編させるということから、財政的支援をはじめとした自治組織への関わり方については、基本的に合併前の内容で運用した。</p>	<p>職員の地区担当制度の導入や自治組織の再編と併せ、財政的支援や人的支援について公民館との関わり方などに留意し全庁的に検討した。 又、先進的事例についても広く調査活動を行った。 尚、財政的支援の主なものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治振興奨励金事業費分 戸数当たり1,000円 役員活動費分 会長 61,400円 副会長 45,500円 ・各種スポーツ等補助金 戸数当たり 300円 	<p>昨年度決定した自治組織の財政的支援は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治振興奨励金事業費分 戸数当たり1,000円 役員活動費分 会長 61,400円 副会長 45,500円 ・各種スポーツ等補助金 戸数当たり 300円 <p>又、人的支援については公民館単位で自治会長と意見交換会を開催したほか、職員の地区担当制の試行に向けた準備を行った。</p>	<p>自治組織の新制度について、本年度自治委員の報酬、自治会に対する自治振興奨励金等についての見直しをする。又、人的支援については公民館単位で自治会長と意見交換会を開催するほか、職員の地区担当制の試行に向けた準備を行う。</p>												
効果等				<p>人的・財政的支援により再編後の自治会活動が活性化できた。</p>	<p>人的・財政的支援により再編後の自治組織（自治会）活動を活性化させるとともに、行政の強力なパートナーとしての基盤固めを目指す。</p>											

番 号	1 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働の仕組みづくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	自治組織と公民館との連携強化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>現況の自治組織と公民館（分館）との関わり方などについて、旧柿木村と旧六日市町との相違点を整理した。</p> <p>旧柿木村では、分館活動を通してその範囲内の自治組織（集落）との関連が深くなっている。</p> <p>旧六日市町では、各地区の地区長会事務局を公民館が担当することによって自治会との連携がとられている。</p> <p>自治組織の再編が行われるまでは、現状の形態を維持することとした。</p>		<p>平成19年度での自治組織再編事務と並行して、連携強化に向けて検討した。検討にあたっては、教育委員会（公民館・分館）柿木村地域振興協議会、自治委員会、地区長会との協議を十分行うことに配慮した。</p> <p>又、公民館のあり方についても検討し、旧柿木村の分館については自治会館に名称変更し自治会長が館長兼務して指定管理者制度を導入するとともに、全町の公民館単位の自治会連合会に各種スポーツ補助金を戸数当たり300円で交付することとした。</p>		<p>合併に伴う行政エリアの拡大によって、それぞれの地域で取り組む様々な地区活動の拠点としての公民館の位置付けを明確にした。</p> <p>自治会との連携を強化し、それぞれの地域の特性を活かした積極的な活動を展開し、地域コミュニティの醸成を図った。</p> <p>学校や地域全体を巻き込んだ協働の機運を高揚し、公民館主事及び関係者を対象とした人材育成を目的とした各種研修の充実を図った。</p>			<p>合併に伴う行政エリアの拡大によって、それぞれの地域で取り組む様々な地区活動の拠点としての公民館の位置付けを明確にし、確立する必要がある。</p> <p>自治会との連携を強化し、それぞれの地域の特性を活かした積極的な活動を展開し、地域コミュニティの醸成を図ることが肝要である。</p> <p>学校や地域全体を巻き込んだ協働の機運を高揚し、公民館主事及び関係者を対象とした人材育成を目的とした各種研修の充実を図る。</p>								
効果等	<p>合併前からの従来の形態について検証し、現状維持することにより混乱を回避した。</p> <p>しかし、自治組織再編に向けた早期の着手が必要である。</p>		<p>自治組織と公民館とのより一層の連携強化のための基盤整備を図ることが出来た。</p>		<p>地区活動拠点としての公民館の位置付けを確立し、地域コミュニティの醸成と各種研修の充実により自治組織との連携を強化した。</p>			<p>地区活動拠点としての公民館の位置付けを確立し、地域コミュニティの醸成と各種研修の充実により自治組織との連携を強化する。</p>								

番 号	1 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	協働の仕組みづくり				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	行政機構の再編整備															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	取り組み無し。	取り組み無し。	<p>15名の委員により、平成19年5月15日から7月6日まで計7回の組織見直し検討委員会を開催し、平成19年7月10日町長に委員会報告書を提出した。</p> <p>意見書は、課のありかたとして現在の課を「総合政策部門」「環境整備部門」「住民生活部門」「地域振興部門」「保健福祉部門」の5部門にする。大課制による課長をサポ-トする体制について構築するよう提案した。</p> <p>職場意見を聞いて庁議で検討した結果以下のことを確認した。</p> <p>平成20年度の組織は現行のままとする。但し一部の室において見直しを行なう。</p> <p>大課制の導入を前提とした組織再編については、平成21年度を目標とする。なお組織再編にあたっては将来の展望を見通した組織となるよう検討を加え再提案する。</p> <p>GL制については、原課での協議結果を踏まえ現行の職制における職務の明確化に重点をおいて検討を加える。</p>	<p>平成19年11月19日庁議確認事項に基づいて組織機構の再編に取り組む。</p> <p>検討委員会の報告書を基に検討を加えた組織機構の再編案を6月末までに本部会議に提案する。</p> <p>7月より内部協議を行い12月の条例改正を別途とする。</p>												
効果等	特記事項無し。	特記事項無し。	適切な行政サ-ビスの提供と業務の適正化に具体的な方向性が出された。	適切な行政サ-ビスの提供と業務の適正化を図る。												

番 号	1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政評価制度の導入				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	庁内検討組織の設置運営															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度									
実施内容		<p>平成20年度の試行に向けて、庁内検討組織の立上げを協議した。併せて積極的に研修会への参加を行った。</p> <p>尚、庁内検討組織の設置目標は平成19年5月とした。</p>	<p>本部会議での協議を重ねてきたが、3月26日の本部会議で吉賀町行政評価システム基本指針を確認し、併せて各課から1名の委員を選出したプロジェクトチームを発足し、今後の具体的な協議を進めることとした。</p>	<p>【実施時期の変更】</p> <p>変更前 平成18年度設置 平成19年度運営</p> <p>変更後 平成18年度検討 平成19年度設置運営</p>												
効果等		<p>行政評価導入に向けての基盤整備を図ることが出来た。</p>	<p>プロジェクトチームでのシステム独自開発が確認され、20年度試行に向けて大きく前進した。</p>													

番 号	1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政評価制度の導入				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	行政評価制度の導入															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
								試行								
実施内容					<p>行財政改革推進本部において確認した「吉賀町の方針」及び政策企画課からの「行政評価システム導入に関する報告書」に基づき、「吉賀町行政評価システム基本指針」を策定した。別紙参照。</p> <p>この指針は、行政評価制度の目的、意義、手法、活用方法などについて具体化したもので、本格導入については、当初計画を一年前倒しし、平成21年度からとした。</p> <p>尚、本格実施を前倒ししたことなどから、当面平成20年度からの試行を円滑に行うため、職員説明会を平成20年1月11日に開催し、制度内容の周知徹底と理解を求めた。</p>			<p>吉賀町行政評価プロジェクトチーム（14名）により制度の内容を検討する。</p> <p>行政評価の必要性について職員に理解が得られるよう説明会、研修会を行う。</p> <p>本年度における試行は職員1事業の評価を実施する。</p>								
効果等								<ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識改革 ・自治体の行政活動の透明性を高め、住民に対する説明責任を果たす ・事務事業の改善及び見直しに役立てる 								

番 号	1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政評価制度の導入				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	行政評価委員会（仮称）の設置															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容					<p>行財政改革推進本部において確認した「吉賀町行政評価システム基本指針」において、「吉賀町まちづくり計画評価委員会」を外部評価機関として位置付けることとした。</p> <p>この委員会は、第1次吉賀町まちづくり計画における評価報告書に基づいて、評価と町に対する意見具申を行うもので、平成23年度に計画前期（平成19～23年度分）評価を、平成28年度に計画後期（平成24～28年度分）評価を行うこととした。</p> <p>当面、計画前期評価に向けた準備として、平成20年度に委員構成の検討、平成21年度に委員選考、平成22年度に評価試行を行う。</p>			<p>委員構成の検討を行う。検討期間の終期を10月末日途とする。</p>								
効果等								職員の意識改革 （住民との合意形成）								

番 号	2 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービス提供システムの構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	窓口業務の時間延長															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
				試行												
実施内容		<p>昼休みや夕刻等の時間外窓口業務の実施に必要な条件について検討を行った。</p> <p>時間延長をする場合は、ローテーション制となるが、混乱をきたさない為には窓口業務職員が担当含む事務全般を処理出来ることが前提となる。(取り扱う事務を限定するという考え方もあるが、周知は困難でトラブルの元になる可能性が高い。従って、全ての業務とすることにならざるを得ない。)</p> <p>そのためには、職員の理解、協力の上でのマニュアル整備と職員研修が必須であるが、全庁横断的な調整を要するため、平成19年度からマニュアル整備等の具体的な方法を検討することとした。</p>	<p>住民異動(転入、転出、死亡等)に伴う主な手続きマニュアルを2月中に作成し、総括表からそれぞれ必要な手続きマニュアルが検索できるよう整備した。</p> <p>当面、上記の窓口業務を関係窓口において施行しながら、他の窓口業務マニュアルについても優先順位を決めて、順次作成していく。</p>	<p>住民異動(転入、転出、死亡、出生等)に伴う届出等については、昨年度末に作成した手続きマニュアルを関係窓口において施行し、その状況をみながら、マニュアルの整備、充実や職員研修等の今後の方向付けを検討していく。</p>												
効果等																

番 号	2 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービス提供システムの構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ワンストップサービスの実施															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度									
				試行												
実施内容		<p>各種届出、各種証明発行の窓口を一元化することについて検討した。</p> <p>所謂、総合窓口と言われる専任の職員を置いて役場の窓口事務全般を行う方式は役場の規模や届出証明の件数から判断して無駄が多い。職員の養成も必要になる。</p> <p>従って、庁舎内1箇所にローカウンターの窓口を置き、そこに各課から担当者が出向いて事務処理を行う方式であれば実現が可能ではないかと思われ、実施に向けて以下の事項について検討を開始した。</p> <p>窓口の場所（課の配置） 窓口で処理する事務の範囲 連絡体制 端末の配置 ローカウンターの購入</p>	<p>20年度で庁舎内にローカウンターの窓口1箇所（2台）を増設し、そこに各課から担当者が出向いて事務処理を行う方式で試行する。</p> <p>窓口の場所 町民課の一部 窓口で処理する事務の範囲 ・複数の業務処理を要すもの（住民異動時など） ・時間がかかるもの ・高齢者等</p>	本年度中に試行する。												
効果等			<p>一ヶ所で事務を行うことにより、住民の移動の負担を除くとともに、手続もれの防止を図る。</p>													

番 号	2 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービス提供システムの構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	出前窓口の検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容								出前窓口の需要及び実現可能性について検討する。								
効果等																

番 号	2 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービス提供システムの構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	電子申請による証明書等の発行															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>平成18年3月より県の「しまね電子申請サービス」に加入し、3課13項目の電子申請を導入した。 【導入した13項目】 児童手当消滅届、同額改定届、同額改定請求、住民票写交付申請、戸籍附表交付申請、印鑑証明交付申請、課税証明交付申請、所得証明交付申請、軽自動車納税証明交付申請、家屋納税証明交付申請、犬死亡届、犬登録事項変更届、犬登録申請</p>		<p>「しまね電子申請サービス」で新たに20項目が使用可能になるのを受け導入適否について検討し年度内導入した。 【導入した20項目】 児童手当現況届、妊娠届、福祉医療更新申請、補装具修理申請、老人高額医療支給申請、国保保険証再交付申請、退職被保険者不要認定届、付記転出届、固定資産証明交付申請、入湯税納入申告、軽自減免申請、同継続用、職員採用試験申込、住居表示証明交付申請、家屋滅失届、水道使用申請、農村放送連絡無線施設届、被害状況届、名寄せ帳閲覧申請、切図閲覧申請 しかしながら、町内の申請実績は依然としてゼロのため広報10月号で制度内容について周知した。</p>			<p>平成18年3月の電子申請制度導入以来、町内での実績ゼロを踏まえ、前年度に引き続き広報等で制度の周知を図った。</p>				<p>前年度に引き続き広報等で制度の周知を図る。</p>						
効果等			<p>事務の簡素化によって、住民の利便性の向上を図った。</p>			<p>制度の有効活用によって、事務簡素化と住民の利便性の向上を図る。</p>										

番 号	2 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービス提供システムの構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ノンストップサービスの検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度						
実施内容							ノンストップサービスの必要性と実現可能性について検討する。									
効果等																

番 号	2 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスを提供する職員の意識改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	接遇研修の充実強化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			<p>職員としての自覚や自己啓発を促すため、意外と忘れがちな基礎的な接遇研修を講師を招いて開催した。内容等は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時 平成19年1月17日 (水) ・会 場 本庁舎及び分庁舎 ・講 師 日本S I Q協会理事長 岡部由佳 氏 ・受講者 職員43人 		<p>町民のニーズの多様化・高度化をどのように受け、効果的、且つ、きめ細やかな積極的対応が出来ることを念頭におき、行政のプロとして原点に立って接遇対応を実践し、町民から好感・信頼される公務員を目指すために、以下のとおり接遇研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時 平成19年10月5日(金) ・会 場 本庁舎2階会議室 ・講 師 ピークリエイト 松 下 香寿美 氏 (鳥取県米子市在住) ・内容 挨拶、言葉づかい、名刺交換、電話対応など ・受講者 職員48名 ・研修資料 別紙参照 			<p>接遇研修を継続して実施する。</p> <p>過去二カ年の受講者が半数に満たないので、本年度はこれまでの未受講者に呼びかけて受講者の増加を図る。</p>								
効果等			<p>職員としての自覚と自己啓発を促し、住民に親しまれる職員を育成する一助となった。</p>		<p>職員としての自覚と自己啓発を促し、住民に親しまれる職員を育成する一助となった。</p>			<p>職員としての自覚と自己啓発を促し、住民に親しまれる職員を育成する一助となった。</p>								

番 号	2 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスを提供する職員の意識改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ローカウンター、相談室の設置充実															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			<p>合併時に庁舎のバリアフリー化の一環として本庁舎町民課カウンターの一部をローカウンターとし、障害者や高齢者の方の好評を得て利用されている。</p> <p>そのため、各課1箇所設置が望ましいが、効率性などの観点からワンストップサービスによる庁内1箇所設置での対応とすることとした。当面は、実施を可能とするための窓口業務マニュアル策定をはじめとした条件を整備する。</p> <p>尚、相談室については既存施設が物置化しており、今後、整理することにより有効活用することが必要であることを確認した。</p>		<p>20年度でローカウンターの窓口1箇所(2台)を増設し、住民異動(転入、転出、死亡等)に伴う主な手続きでワンストップサービスを試行する。併せて、手続きマニュアルを今年度中に作成し、設置する。</p> <p>相談室については、既存相談室を整理して、平成20年度から開設する町福祉事務所の専用相談室として活用する。</p>			<p>高齢者等の負担軽減や一度に多数の手続きが必要なため時間のかかる方へのワンストップサービスのため、6月までにローカウンター2台を町民課の一部に増設する。</p> <p>相談室の書棚、ロッカー、テーブル及び外線電話を整備し福祉事務所相談室として利用する。</p> <p>他の相談に関しては、情報公開室、町民ロビー、作業室等を適宜活用する。</p>								
効果等																

番 号	2 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスを提供する職員の意識改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	業務案内板、職員配置図の設置															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容			<p>合併に伴い全ての担当課の業務内容、配置図を本庁舎、分庁舎双方の玄関に案内板として配置しているが、見易さ、分かり易さを追求してよりよい設置について年度内に検討した。</p> <p>又、職員配置図についても同様に年度内に検討した。</p> <p>いずれの項目についても平成19年度設置することとした。</p>		<p>庁舎内の業務案内板設置を行った。</p> <p>職員配置図については、各課の状況もあることから、各課のカウンタ - に配置図を設置した。</p>			<p>引き続き組織機構の検討を行うため、20年度は現在のものに対応する。</p> <p>職員配置図も現行で対応する。</p>								
効果等					見易さ、分かり易さの観点からサービスの向上を図った。											

番 号	2 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスを提供する職員の意識改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	窓口・日直業務のマニュアル化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			平成19年度各課と連携して業務のマニュアル整備を行い、質の高い対応が出来るよう年度内に検討を行った。		平成18年度作成の日直業務マニュアルについて、業務内容の変更に伴う変更をした。											
効果等					業務ノウハウの共有化により、誰が対応しても標準化されたサービスの提供ができるよう努力をする。											

番 号	2 1 3			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化													
実施項目	情報共有システムの拡充														
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度				
実施内容	<p>会議室や公用車の使用管理について一括管理するシステムを新町発足後から検討し、平成18年1月30日より導入した。</p> <p>導入したシステムは、全職員個別の電算端末によるグループウェアであり、このシステム内の施設管理を利用したもの。</p>														
効果等	<p>従前は、原課から会議室を管理する総務課への使用伝票提出により対処していた。今回のシステム化により、伝票処理がなくなり事務処理の軽減と迅速化が図れた。</p>														

番 号	2 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	情報公開制度の充実（再掲）															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>公正で透明性の高い行政運営を確立するため、個人情報の保護に留意しながら積極的に情報公開を推進した。</p> <p>年度内における実施状況は以下のとおりであり、町広報及び議会だよりにて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 4件 ・公開決定等の件数 4件 (いずれも町長部局) ・公開請求拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 0件 		<p>今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行う。</p> <p>より制度の充実を図るために町広報誌による制度の周知を年度内に行う。</p> <p>(現在の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 11件 ・公開決定等の件数 11件 (町長部局10件、農業委員会1件) ・公開請求拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 1件 		<p>今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行った。</p> <p>制度の充実を図るために町広報誌などによる制度の周知を図った。</p> <p>(19年度の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 30件 ・公開決定数 25件 ・非公開 1件 ・不存在 4件 ・公開拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 0件 (町長部局26件・農業委員会1件・教育委員会3件) <p>運用状況について広報「よしか」6月号に掲載し公表する。</p>			<p>請求件数が伸びつつあり、今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行う。</p> <p>尚、より制度の充実を図るために町広報誌などによる制度の周知を図る。</p>								
効果等	町政参画意識の高揚を図った。		町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図る。		町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図った。			町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図る。								

番 号	2 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ホームページの充実															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>合併と同時に、新町のホームページを開設し、住民に対しての情報提供を行った。 開設支援業者は、松江情報センターとした。</p>		<p>ホームページによる情報提供の内容の充実を図り、もって住民の要望を行政に反映できる体制整備を図った。 尚、ホームページ上で追加したメニューは以下のとおり。 ・行財政改革、職員給与等の公表、指定管理者制度、空き家情報バンク、公営住宅の入居公募、ふるさと島根定住財団、空き工場・空き倉庫・空き事務所・空き店舗、町内の企業等紹介・求人情報、六日市医療技術専門学校、島根県の企業立地・工業団地、都市交流施設、吉賀町からのお知らせ、しまね電子申請サービス、交流居住</p>		<p>昨年度に引き続き、ホームページによる情報提供の内容の充実を図り、もって住民の要望を行政に反映できる体制整備を図った。 特に、交流居住ポータルサイト、移住・交流ポータルサイト、ふるさとSearch、住替え・二地域居住支援サイトを登録した。</p>			<p>昨年度に引き続き、ホームページによる情報提供の内容の充実を図り、もって住民の要望を行政に反映できる体制整備を検討する。 特に、職員がリアルタイムに内容掲載(更新)できるよう充実していくことの検討を行う。</p>								
効果等	<p>合併当初懸念されていた住民に対しての情報不足は、ホームページによる情報提供によって緩和された。</p>		<p>住民に対する説明責任の向上と住民参画機会を促進することが出来た。</p>		<p>住民に対する説明責任の向上と住民参画機会を促進することが出来た。</p>			<p>住民に対する説明責任の向上と住民参画機会を促進する。併せて、システムの充実を図る。</p>								

番 号	2 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	広報紙の充実															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>広報誌による情報提供の内容の充実を図るとともに、広報誌に対する意見や感想を聞くための、モニター制度の導入の検討を行った。</p>	<p>モニター制度を以下の内容で運用開始し、広報紙の充実に向けて取り組んだ。今年度のモニターは、3人。 【モニター制度の概略】 職務 ・意見要望等を述べる ・モニター会議への出席 ・地域の話題情報を提供定数 ・10人以内 資格 ・町内居住の20歳以上の者 ・応募のあった者の中から町長が委嘱 委嘱期間 ・委嘱日から年度末迄</p>	<p>今年度も以下の内容でモニターを公募し、広報紙の充実に向けて取り組んだ。今年度のモニターは、2人。 【モニター制度の概略】 職務 ・意見要望等を述べる ・モニター会議への出席 ・地域の話題情報を提供定数 ・10人以内 資格 ・町内居住の20歳以上の者 ・応募のあった者の中から町長が委嘱 委嘱期間 ・委嘱日から年度末迄</p>	<p>今年度も以下の内容でモニターを公募し、広報紙の充実に向けて取り組む。 【モニター制度の概略】 職務 ・意見要望等を述べる ・モニター会議への出席 ・地域の話題情報を提供定数 ・10人以内 資格 ・町内居住の20歳以上の者 ・応募のあった者の中から町長が委嘱 委嘱期間 ・委嘱日から年度末迄</p>												
効果等	住民に対する説明責任を遂行した。	住民に対する説明責任の遂行と住民参画機会を促進することが出来た。	住民に対する説明責任の遂行と住民参画機会を促進することが出来た。	住民に対する説明責任の遂行と住民参画機会を促進する。												

番 号	2 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地域イントラネットの検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>庁内ネットワークを整備し、職場内の行政情報の共有化を促進した。</p>		<p>地域の教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、役場などの公共施設を接続するネットワークを検討した。</p>		<p>引き続き、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、役場などの公共施設を接続するネットワークを検討中。 又、携帯不感知地域、地上デジタル放送化による、難視聴地域合わせて検討した。</p>			<p>引き続き、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、役場などの公共施設を接続するネットワークを検討する。 又、携帯不感知地域、地上デジタル放送化による、難視聴地域も合わせて検討する。</p>								
効果等																

番 号	2 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職場内及び住民との情報の共有化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	文書管理システムの拡充						企		福		調					
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>平成17年10月1日の町村合併により両町村で差異のあった文書管理システム統合（旧六日市町のバーチャルファイリングシステムへの統合）を最優先課題とし、以下のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の締結 ・実地指導、フォローアップ及び引継ぎ移替え研修の実施 ・文書管理委員会の設置 ・事務室及び書庫の環境整備 ・ファイリングの日及びカメラパトロールによる日常点検の実施 など <p>尚、改善に伴う削減効果試算は別紙参照。</p>	<p>バーチャルファイリングシステムによる文書管理システムの定着化を図るため、以下の点に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専属講師による実地指導の実施 ・文書管理委員会の定例開催 ・ファイリングの日及びカメラパトロールによる日常点検の実施 ・図面を含む書庫環境の改善 <p>又、平成20年度からの業務委託廃止に伴う自主管理方法と電子媒体による公文書の管理方法について、静岡県島田市及び熊本県宇土市の事例を参考に、文書主管課（総務課）で検討を始め、自主管理マニュアル（試行版）を策定した。別紙参照。</p>	<p>自主管理マニュアル（試行版）に基づき、以下のことに取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理委員による実地指導実施と専属講師による指導助言等を前期・後期の2回実施 ・文書管理委員会の定例開催 ・ファイリングの日点検の定例実施 ・カメラパトロールの定例実施 ・書庫の整理 ・図面保存場所の整理 	<p>自主管理マニュアルに基づき、以下のことに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理委員による実地指導を前期・後期の2回行う。 ・文書管理委員会の定例開催 ・ファイリングの日点検の定例実施 ・カメラパトロールの定例実施 ・書庫の整理 ・図面保存場所の整理 												
効果等																

番 号	2 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスの公平性の確保				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	合併協定未調整項目の解決															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>補助金のあり方について、合併後、直ちに庁内に補助金交付金検討委員会を立ち上げ、その見直しを行った。</p> <p>又、各課において合併協定項目について見直しを図った。</p> <p>見直しを行った補助金交付金制度は99件であった。</p>		<p>合併協定項目を尊重し、速やかな一体性の確立に向け、公平で公正なサービスを提供するよう体制整備を図った。</p> <p>【平成18年度再編された代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の課税総額算定方式、保険税率 ・交通安全計画 ・固定資産税、軽自動車税の納期 ・前納報奨金 ・介護手当、介護用品支給 ・乳幼児集団検診 ・成人基本健診 ・学校給食費 ・児童生徒健康診断 ・自治組織 <p>など</p>		<p>合併協定項目を尊重し、速やかな一体性の確立に向け、引き続き、合併協定未調整項目の解決に向けて取り組んだ。</p> <p>【平成19年度再編した代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の平成20年度再編に向けた事務。 ・水道関係使用料の平成20年度見直しに向けた事務。 <p>など</p>			<p>合併協定項目を尊重し、速やかな一体性の確立に向け、引き続き、合併協定未調整項目の解決に向けて取り組む。</p>								
効果等	合併協定未調整項目の解決により、一体感を醸成し、行政の公平性・公正性を確立した。		合併協定未調整項目の解決により、一体感を醸成し、行政の公平性・公正性を確立した。		合併協定未調整項目の解決により、一体感を醸成し、行政の公平性・公正性を確立した。											

番 号	2 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	サービスの公平性の確保				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	受益に応じた適正負担の検討						企		福		調					
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>合併時の事務事業の調整協議において、厳しい町財政事情も考慮して、受益及び負担能力（所得）に応じたものとする調整を行った。</p> <p>【代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者在宅福祉事業 町民税課税有無で利用料に格差 	<p>合併時の事務事業の調整協議において、平成18年度再編とした各種サービスについては、当該年度予算編成において厳しい町財政事情を考慮して、受益と能力（所得）に応じたものとするを基本に再編を行った。</p> <p>【代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者在宅福祉事業 町民税課税有無で利用料に格差 	<p>町の中長期的な財政事情も踏まえた上で、事業の維持継続のため、受益と能力に応じた負担を基本として検討を行った。</p>	<p>町村合併協議で、18年度再編とした各種サービス事業については、予算編成において、厳しい町財政事情も踏まえ、事業の維持継続のため、受益と能力（所得）に応じた負担を基本とした再編を行っている。</p>												
効果等																

番 号	2 2 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	民間委託・民間移譲の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	アウトソーシング推進指針の策定															
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度						
実施内容					<p>限られた行政資源を最大限に活用し、町民満足度の高い行政運営を行うためにアウトソーシング推進指針を平成20年度に策定することを前提に、計画的に取り組むこととした。</p> <p>指針策定にあたっては、行政の行うべき役割 民営化が可能な行政活動 アウトソーシングの効果 インソーシングへの道等を考慮し、多様な主体で公益を担う社会にふさわしい、アウトソーシング指針とした。</p> <p>又、指針策定により、町民サービスの向上、効率的な行政サービス、経費の節減、民間の専門的な知識・技術の活用を図ることとした。</p>		<p>限られた行政資源を最大限に活用し、町民満足度の高い行政運営を行うためにアウトソーシング推進指針を平成20年度に策定することを前提に、計画的に取り組むこととする。</p> <p>指針策定にあたっては、行政の行うべき役割 民営化が可能な行政活動 アウトソーシングの効果 インソーシングへの道等を考慮し、多様な主体で公益を担う社会にふさわしい、アウトソーシング指針とする。</p> <p>又、指針策定により、町民サービスの向上、効率的な行政サービス、経費の節減、民間の専門的な知識・技術の活用を図ることとする。</p>									
効果等																

番 号	2 2 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	民間委託・民間移譲の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	同上指針に基づく民間委託・移譲															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度									
実施内容							平成20年度において策定される。アウトソーシング推進指針に基づき、可能な業務からアウトソーシングを検討、推進していくこととする。									
効果等																

番 号	2 2 - 2		担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	民間委託等の受け皿に関する検討			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	行政サービス補完代行の法人設立可能性検討														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度		21年度									
実施内容		<p>民営化、第三セクター、PFI、NPO、指定管理者制度、アウトソーシング等々、どの手法をもってしても適切な効果が見込まれないものについては、新たな法人の設立を視野に入れ、事業の実施を行なうものとする。この場合、新法人の設立は行財政改革の流れに伴うものであることから、客観性、妥当性、具体性を判断した後に着手しなければならない。従って、設立に当たっては行財政改革推進本部や推進委員会の承認を得るものとする。</p>	<p>多様な主体で公益を担う社会の実現により、地域活性化を醸成することを念頭におき検討したが成果としては出なかった。</p>	<p>多様な主体で公益を担う社会の実現により、地域活性化を醸成することを念頭におき検討する。</p> <p>今年度は、既存事務事業、新たな分野について、各課委員会、事務局、室等で調査し洗い出しをして検討する。</p>											
効果等															

番 号	2 - 2 - 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	新たな分野の民間委託の検討				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	新たな分野における民間委託の可能性検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			<p>新たな分野や新規事業の民間委託については、当該事業が「選択的な財・サービス」であるかどうかの適否を判断し、民間委託の可能性や効果をゼロベース手法により検討し、導入するものとする。</p> <p>実施にあたっては、行財政改革推進本部や推進委員会のコンセンサスを得るものとする。</p>		<p>多様な主体で公益を担う社会の実現により、地域活性化を醸成することを念頭におき検討したが成果としては出なかった。</p>			<p>多様な主体で公益を担う社会の実現により、地域活性化を醸成することを念頭におき検討する。</p> <p>今年度は、既存事務事業、新たな分野について、各課、委員会、事務局、室等で調査し洗い出しをして検討する。</p>								
効果等																

番 号	2 - 3		担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	外郭団体等の見直し			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	各種団体事務局機能の整理統合														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度								
実施内容	<p>各種団体事務局機能の統合整理のために、活動内容や補助金の使い方などについて検討した。平成18年度で具体的に検討することとした。</p>	<p>各種団体の洗出しを行い、活動内容等を精査し、それぞれの実情を尊重しながら、各部署が担っている各種団体の事務局機能の整理・統合に努め、自立に向けた検討を行った。</p> <p>既に、事務局機能の整理・統合を予定している団体もあり、平成19年度において更に検討を進めることとした。</p>	<p>各部署において実施した各種団体の洗い出しに基づき、各部署が担っている各種団体の事務局機能の整理・統合に努めた。</p> <p>各種団体の合併、新設、解散が終了し、新たにスタートした。</p>	<p>今後も、各部署が担っている各種団体の事務局機能の整理・統合に努める。</p>											
効果等															

番 号	2 - 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	外郭団体等の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	第三セクターのあり方検討															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度		21年度										
実施内容	<p>日常的な活動や運営、財務処理について指導監督を行なった。</p>	<p>国の「第三セクターに関する指針」に基づき、平成19年度での吉賀町版「第三セクターに関する指針」策定に向けての準備に着手した。</p> <p>対象とするのは、株式会社エポックかきのきむら、株式会社六日市振興、株式会社サンエム、社団法人六日市町農業公社の4団体とする。</p>	<p>国の「第三セクターに関する指針」に基づき、平成19年度において、吉賀町版「第三セクターに関する指針」を策定した。</p> <p>同指針に基づき、「株式会社エポックかきのきむら」「株式会社六日市振興」「株式会社サンエム」「社団法人六日市町農業公社」の4団体に対して、積極的な指導監督を実施した。</p>													
効果等			<p>庁内検討組織「第三セクター経営改善会議」の定期的な開催により、横断的な論議が出来る環境が整備された。</p>													

番 号	2 - 3		担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	外郭団体等の見直し			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	第三セクターへの指導監督等														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度		21年度									
実施内容	<p>日常的な活動や運営、財務処理について指導監督を行った。</p>	<p>日常的な活動や運営、財務処理について指導監督を行うとともに、庁内に「第三セクター経営改善会議」を立ち上げ支援することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員：町長、助役、総務課長、政策企画課長、主管課長、担当者 ・ 当面は、(株)六日市振興（ゆらら）について検討 ・ 第1回(事前会議) 7月27日 第2回 9月27日 第3回 2月20日 <p>又、本年度は国の「第三セクターに関する指針」に基づき、平成19年度での吉賀町版「第三セクターに関する指針」策定に向けて、行政がどのように関わるか検討した。</p>	<p>日常的な活動や運営、財務処理について指導監督を行うとともに、「第三セクター経営改善会議」を開催し、経営健全化に向けて調整を行った。</p> <p>国の「第三セクターに関する指針」に基づき、平成19年度において、吉賀町版「第三セクターに関する指針」を策定した。</p> <p>同指針に基づき、「株式会社エポックかきのきむら」「株式会社 六日市振興」「株式会社 サンエム」「社団法人 六日市町農業公社」の4団体に対して、積極的な指導監督を実施した。</p>	<p>日常的な活動や運営、財務処理について指導監督を行うとともに、「第三セクター経営改善会議」を開催し、経営健全化に向けて調整を行う。</p> <p>国の「第三セクターに関する指針」に基づき、平成19年度において、吉賀町版「第三セクターに関する指針」を策定した。</p> <p>同指針に基づき、「株式会社エポックかきのきむら」「株式会社 六日市振興」「株式会社 サンエム」「社団法人 六日市町農業公社」の4団体に対して、積極的な指導監督を実施する。</p>											
効果等	<p>合併協定項目により、経営改善による町出捐金低減やコスト削減などにより、今後の経営改善に繋げる足掛かりが出来た。</p>	<p>庁内検討組織の設置により横断的な論議が出来る環境が整備された。</p>	<p>庁内検討組織の設置により横断的な論議が出来る環境が整備された。</p>	<p>庁内検討組織の設置により横断的な論議が出来る環境を整備する。</p>											

番 号	2 - 3			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	外郭団体等の見直し													
実施項目	土地開発公社の再編														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度								
実施内容	合併前の旧六日市町土地開発公社については、合併後、新町としての土地開発公社への再編事務を進め、名義変更等の登記を完了した。														
効果等	町内全域の土地の秩序ある整備及び管理を行う体制整備が出来た。														

番 号	2 - 3			担当部署	議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
項 目 名	外郭団体等の見直し															
実施項目	土地改良区の再編															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度									
実施内容	<p>柿木村土地改良区の解散に向けて、法第135条第1項「知事による解散命令」により県と協議を行ってきた。結論として、県は法135条第1項による解散命令は行わない旨回答があった。</p>	<p>柿木村土地改良区の解散に向けて、10月18日県知事より仮理事が承認され、12月13日総代選出選挙を執行した。平成19年1月13日に柿木村土地改良区第1回総代会を開催し、事業計画及び収支予算、役員選出を議決した。1月18日に理事会を開催し、合併に向けた取り組みを協議した。2月8日柿木村、六日市町両土地改良区から7人の委員を選出し、合併推進準備会を開催した。3月5日柿木村・六日市町土地改良区合併推進協議会設立総会及び第1回合併推進協議会を行い統合整備計画書(案)、合併予備計画書(案)について協議した。これを受け、両土地改良区は3月30日理事会を開催した。</p>	<p>12月の合併認可申請に向けて、合併協議会を4月24日、7月31日及び10月10日に開催した。併せて、両土地改良区理事会をそれぞれ柿木2回、六日市1回開催した。6月6日には、町長を立会人として合併予備契約調印式を行い、両理事長が合併予備契約書に調印を行った。又、合併総代会(8/25柿木、8/26六日市)を開催し、合併議決を行った。</p> <p>10月24日吉賀町土地改良区設立委員会設立総会を開催し、同設立委員会を同日及び11月7日、2月5日に開催し、定款及び規約の協議を行った。12月17日、新設合併認可申請書を島根県に提出した。</p> <p>3月24日、第4回設立委員会を開催し、平成20年度事業計画及び収支予算計画、総代選挙執行計画について協議した。</p>	<p>島根県告示第339号(平成20年4月8日付)により、「鹿足郡吉賀町土地改良区」(平成20年4月1日付)が認可され、土地改良区の合併が完了した。</p>												
効果等				<p>土地改良区の合併により、主に運営に伴う人件費の抑制が図られた。1年間で約60万円の削減効果となる。</p>												

番 号	2 - 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	外郭団体等の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	社会福祉協議会への委託事業見直し															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>吉賀町社会福祉協議会に対し、コスト削減の要請を行うとともに、サービスの利用者負担の見直し等を行った。</p> <p>又、吉賀町社会福祉協議会も人件費削減に向けた給与体系の見直しの検討を始めた。</p> <p>【代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者在宅福祉事業の内の1事業ほか（軽度生活援助事業） 利用料 100円 300円/時間 		<p>島根県の補助打ち切りで町単独化となった委託事業について、当該年度予算編成時に吉賀町社会福祉協議会による事業コストの精査、サービスの利用者負担の見直しを行った。</p> <p>【代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者在宅福祉事業 事業費約30,000千円 町民税課税有無で利用料に格差（ショートステイほか） ・県補助打ち切り 補助率 約1/3 なし ・社協職員人件費の新給与体系適用開始 		<p>町からの運営費補助金について、人件費相当分は一昨年度より引続き20%～50%の削減で対応した。</p> <p>委託事業のコスト削減要請を行うとともに、委託料見直しを行った。</p> <p>【代表的な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者在宅福祉事業（デイサービス事業） 委託料：1件当たり 六日市 7,000円 6,500円 柿木 5,000円 4,500円 			<p>社会福祉協議会運営費補助金について、人件費は平成18年度より、引続き20%～50%の削減を行っている</p> <p>委託事業についても、予算編成時において、コスト削減要請を行うとともに、委託料見直しを行っている。</p>								
効果等	<p>事業の効率化や維持・継続・廃止についての検討により、見直しすることが出来た。</p>		<p>事業コスト削減と負担の公平性確保の観点から見直しすることが出来た。</p>		<p>事業コスト削減と負担の公平性を図られた。</p>											

番 号	2 - 3			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	外郭団体等の見直し													
実施項目	一部事務組合のあり方検討														
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度					
実施内容	<p>取り組み無し。</p>		<p>一部事務組合で事業を実施することのメリット、デメリットを精査し、将来の方向性に対応を構成自治体とともに検討することを庁内的には確認した。</p> <p>対象となる一部事務組合は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県市町村総合事務組合 ・益田地区市町村圏事務組合 ・鹿足郡環境衛生組合 ・鹿足郡不燃物処理組合 ・鹿足郡老人ホーム組合 		<p>一部事務組合の設立目的は、市町村が単独で行うよりも共同処理したほうが効率的な事務を行うためである。現在、一部事務組合で処理している事務については共同処理が適当である。また、これらの事務を町単独で行うことは、財政及び人的に困難である。</p> <p>現在ある複数の一部事務組合の組織の統合あるいは事務局機能を統合することは考えられるが、設置している施設が3市町に点在し、事務内容も多岐に渡るため実現は困難と考えられる。</p>			<p>今後は、指定管理者制度や業務委託を視野に入れ、検討していく。</p>							
効果等															

番 号	2 - 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	外郭団体等の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	広域事業の見直し検討															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>広域事業の精査を行った。基本的に合併前の両町村が加入していたものは継続とし、いずれかが加入していたものは脱退とした。</p>	<p>広域で実施する事業のメリット、デメリットを精査するとともに、将来の方向性等を見据えた上で、新年度予算査定の中で整理した。</p> <p>尚、今年度末をもって脱退することを決定した組織は、以下のとおり。</p> <p>NTTユーザー協会、島根県社会保険協会、石見地区町村消防団長連絡協議会、益田たばこ販売協同組合、日本国民年金協会、島根県トラック協会、島根県トラック協会益田支部、鹿足郡身体障がい者福祉協会、鹿足地区中山間活性化促進協議会、島根県資源保全地域協議会、林道安全協会、日本道路協会、日本住宅協会、島根県公立文化施設協会、島根県青少年育成会議、島根県労働基準協会</p> <p>以上16団体で削減効果は623千円。</p>	<p>引き続き、広域で実施する事業のメリット、デメリットを精査し将来の方向性等を見据えて検討した。</p>	<p>引き続き、広域で実施する事業のメリット、デメリットを精査し将来の方向性等を見据えて検討する。</p>												
効果等																

番 号	2 - 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	外郭団体等の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	公共的団体の再編						企		福		調					
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めた。合併協議により統合できる部署は統合したが、更に進めるため、平成18年度に詳細について検討することとした。</p> <p>(再編された公共的団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・体育協会 ・婦人会 ・青少年健全育成協議会 ・人権教育推進協議会 ・交通安全対策協議会 ・交通安全母の会 ・学校給食会 など 		<p>引き続き、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めた。</p> <p>各部署が担う公共的団体を洗い出した結果、既に統合整備を予定している団体もあり、平成19年度において更に検討を進めることとした。</p>		<p>各部署において実施した各種団体の洗い出しに基づき、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合調整について具体的に検討した。</p> <p>商工会、観光協会の合併により今年度の公共的団体の再編は終了した。</p>			<p>今後も、それぞれの事情を尊重しながら、統合調整について検討する。</p>								
効果等																

番 号	2 - 4 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教	
項 目 名	施設の維持管理方法の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育	
実施項目	維持管理方法の見直し																
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度					
実施内容	<p>地方自治法の改正に伴い、施設の維持管理委託契約期間について長期継続契約に関する条例及び規則を施行し、複数年契約でのコストの削減を検討した。</p> <p>又、指定管理者制度への移行計画を作成し、公の施設の施設概要調書作成を全庁的に取り組み、各施設の方針の決定に向け取り組んだ。</p>	<p>指定管理者制度については、平成17年度の取り組み項目を基礎として、5月中に各施設の条例改正を行い、6月12日から7月12日まで公募を実施。7月12日から8月1日まで選定委員会による選定を行い、8月22日に議会での指定議決し、9月から運用開始した。その後、2施設について12月議会で、さらに1施設について3月議会で指定議決し、いずれも平成19年4月1日運用開始となった。又、庁舎EV、自家用発電機保守の複数年契約を締結し経費の削減を図った。</p>	<p>次の7施設について、指定管理者制度により施設管理の委託契約を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大野原運動公園 ・障がい者地域活動支援センター - (旧吉賀町町民集会所) ・自治会館(5施設) <p>生活改善センター - を地区集会所に転用するため、野中地区自治会と協議を行った。</p> <p>協議の結果施設の改修を実施し平成20年4月より野中地区集会所として指定管理を行なった。</p>	<p>平成20年度末で満了する指定管理施設の、21年度以降指定に向けて選定作業を行う。</p> <p>12月議会議決を目途として作業を実施する。</p>													
効果等	<p>複数年契約でコスト削減が期待される例規が施行された。又、指定管理者制度への移行計画が作成され、実質的な実務に入ることが出来た。</p>	<p>指定管理者制度導入により住民サービスの向上と経費削減効果を図った。又、複数年契約に伴う、経費の削減効果も図った。(EV)削減効果額対前年度 8,925円(自家発)削減効果額対前年度 93,270円。</p>	<p>指定管理者制度導入により住民サービスの向上と経費削減効果を図った。</p> <p>生活改善センター - 維持管理費 345千円/年</p>														

番 号	2 - 4 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	施設の維持管理方法の見直し				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	指定管理者制度の導入															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>指定管理者制度への移行計画を作成し、公の施設の施設概要調書作成を全庁的に取り組み、各施設の方針の決定に向け取り組んだ。</p> <p>【洗い出し対象の施設件数】 総数147件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設 18件 ・児童福祉施設 6件 ・老人福祉施設 8件 ・教育施設 18件 ・その他 97件 		<p>指定管理者制度については、平成17年度の取り組み項目を基礎として、5月中に各施設の条例改正を行い、6月12日から7月12日まで公募を実施。7月12日から8月1日まで選定委員会による選定を行い、8月22日に議会で指定議決。</p> <p>その後、2施設について12月議会で、さらに1施設について3月議会で指定議決し、いずれも平成19年4月1日運用開始となった。</p> <p>尚、今年度末現在での管理内訳は以下のとおり。</p> <p>直 営 63件 指定管理 83件</p>		<p>平成18年度に指定した施設の事業報告書により所管課において「施設運営実績評価」を行った。</p> <p>課題 評価は「良好」「普通」「不十分」で行ったが、評価の制度を高めることが必要である。</p>			<p>指定管理者制度の充実と適正な管理運営を図るためには、事業報告に基づく「施設運営実績評価」の制度を高める必要がある。</p> <p>対応は第三セクタ - 経営改善会議を活用して検討する。</p>								
効果等			<p>指定管理者制度導入によって住民サービスの向上と経費の削減効果を図った。</p>		<p>指定管理者制度の充実と適正な管理運営が図られた。</p>											

番 号	2 - 4 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	施設サービスの向上				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	運営方法の検討															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>施設の空き状況等の把握、使用管理システム及び申請書類の簡素化について検討した。</p> <p>又、コスト削減にも努めた。</p>	<p>公の施設については、昨年度から指定管理者制度導入についての事務に着手し、今年度内において一定の精査をすることが出来た。しかし、初めての指定管理者制度導入ということで大幅な経費削減効果が現れていないのも現状であり、今後検討を要すところである。</p> <p>教育委員会所管の町民体育館及び基幹集落センターの料金体系について一元化を図るべく検討を行った。又、(株)サンエムに管理委託している立戸スポーツ公園では、平成18年7月1日より高圧電力を必要時期のみに受給することのできる自家発・リース方式に変更し経費節減を図った。</p>	<p>大野原運動公園の管理業務について、指定管理者制度を導入した。</p> <p>又、町民体育館及び基幹集落センターの管理委託料についても検討した。</p> <p>さらに、現行の施設利用における申請・受付・精算方法等事務の簡素化についても検討した。</p> <p>幅広い年代層の利用促進を図るため、町民への周知も含め、利用者のニーズにあったサービス向上について検討した。</p>	<p>大野原運動公園について、将来グランドゴルフの公認コースを設定し、町内外からの利用者増を図る。20年度においては試験的にコースを設定し、利用者の動向を見る。</p>												
効果等	<p>プラン作成に関わることによって、コスト削減を含めた意識の高揚が図れるようになった。</p>	<p>指定管理者制度導入により経費削減に向けた検討基盤が出来た。又、施設使用料一元化に向けた検討に着手することが出来た。</p>	<p>指定管理者制度導入により経費削減を行うとともに、事務の簡素化と利用促進に向けた取り組みを行った。</p>	<p>利用者の増により温泉等他方面への効果を図る。</p>												

番 号	3 1 1		担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教	
項 目 名	わかりやすく、利用しやすい組織体制の確立			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育	
実施項目	組織機構の見直し															
実施時期	17年度	18年度	19年度			20年度			21年度							
実施内容	<p>取り組み無し。</p>	<p>合併により本庁舎に水道課分室、分庁舎に水道課本課を配置していたが、本年度当初において六日市地域振興室と水道課分室を統合し、組織機構の見直しを行った。同様に、現組織を住民のニーズに的確に応えられる機構とするための検討を引き続き行った。</p> <p>又、今後見直しを行う際の材料とするため、現行事務事業に関するアンケートを全職員対象に実施した。別紙参照。</p>	<p>15名の委員により、平成19年5月15日から7月6日まで計7回の組織見直し検討委員会を開催し、平成19年7月10日町長に委員会報告書を提出した。</p> <p>意見書は、課のありかたとして現在の課を「総合政策部門」「環境整備部門」「住民生活部門」「地域振興部門」「保健福祉部門」の5部門にする。大課制による課長をサポートする体制について構築するよう提案した。</p> <p>職場意見を聞いて庁議で検討した結果以下のことを確認した。</p> <p>平成20年度の組織は現行のままとする。但し一部の室において見直しを行なう。</p> <p>大課制の導入を前提とした組織再編については、平成21年度を目標とする。なお組織再編にあたっては将来の展望を見通した組織となるよう検討を加え再提案する。</p> <p>GL制については、原課での協議結果を踏まえ現行の職制における職務の明確化に重点をおいて検討を加える。</p>	<p>平成19年11月19日庁議確認事項に基づいて組織機構の再編に取り組む。</p> <p>検討委員会の報告書を基に検討を加えた組織機構の再編案を6月末までに本部会議に提案する。</p> <p>7月より内部協議を行い12月の条例改正を目途とする。</p>												
効果等	特記事項無し。	住民サ - ビスの向上と事務の効率化を図った。	行政サ - ビスの向上と業務の適正化が図られた。	適切な行政サ - ビスの提供と業務の適正化を図る。												

番 号	3 1 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	わかりやすく、利用しやすい組織体制の確立				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	住民の利便性の向上															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>合併に伴って、住民サービスへの支障を最小限に抑えるため、本庁舎・分庁舎方式を採用し、併せて両庁舎に各々地域振興室を設置した組織体制とした。</p> <p>又、暮らしの便利帳を作成し全戸配布した。</p>	<p>合併後の住民の利用頻度や課事務事業量を考慮して、本年度当初から本庁舎に設置していた水道課分室を六日市地域振興室に含めた。</p> <p>引き続き、事務事業量の実態把握、事務事業の見直しを検討し利用しやすい組織づくりを検討した。</p>	<p>組織機構の見直しに併せて検討した。</p>	<p>引き続き組織機構の検討に併せて検討を行う。</p> <p>組織体制以外の面からは、権限移譲により、福祉事務所の設置、旅券の発給事務を行う。身近で事務を行うことでの利便性を図る。</p>												
効果等	<p>合併に伴う住民サービスへの支障を最小限に抑えることが出来た。</p>	<p>住民の利便性の向上を図るべく検討を行った。</p>	<p>住民の利便性の向上を図った。</p>													

番 号	3 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	迅速で機能的な機構の整備				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	組織機構の見直し(再掲)															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>取り組み無し。</p>	<p>合併により本庁舎に水道課分室、分庁舎に水道課本課を配置していたが、本年度当初において六日市地域振興室と水道課分室を統合し、組織機構の見直しを行った。同様に、住民ニ - ズに的確に伝えられる組織機構とするための検討を引き続き行った。</p> <p>さらに、町の附属機関について必然性、効率性、妥当性の視点に立って、全庁的に見直しを行った。別紙参照。</p>	<p>15名の委員により、平成19年5月15日から7月6日まで計7回の組織見直し検討委員会を開催し、平成19年7月10日町長に委員会報告書を提出した。</p> <p>意見書は、課のありかたとして現在の課を「総合政策部門」「環境整備部門」「住民生活部門」「地域振興部門」「保健福祉部門」の5部門にする。大課制による課長をサポートする体制について構築するよう提案した。</p> <p>職場意見を聞いて庁議で検討した結果以下のことを確認した。</p> <p>平成20年度の組織は現行のままとする。但し一部の室において見直しを行なう。</p> <p>大課制の導入を前提とした組織再編については、平成21年度を目標とする。なお組織再編にあたっては将来の展望を見通した組織となるよう検討を加え再提案する。</p> <p>GL制については、原課での協議結果を踏まえ現行の職制における職務の明確化に重点をおいて検討を加える。</p>	<p>平成19年11月19日庁議確認事項に基づいて組織機構の再編に取り組む。</p> <p>検討委員会の報告書を基に検討を加えた組織機構の再編案を6月末までに本部会議に提案する。</p> <p>7月より内部協議を行い12月の条例改正を目的とする。</p>												
効果等	特記事項無し。	住民サ - ビスの向上と事務の効率化を図った。	行政サ - ビスの向上と業務の適正化が図られた。	適切な行政サ - ビスの提供と業務の適正化を図る。												

番 号	3 1 2			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	迅速で機能的な機構の整備													
実施項目	グループ制の検討														
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度					
実施内容	取り組み無し。		取り組み無し。		<p>組織見直し検討委員会で検討した。</p> <p>検討委員会の報告を受け、職場意見を聞いて庁議で検討した結果以下のことを確認した。</p> <p>GL制については、原課での協議結果を踏まえ現行の職制における職務の明確化に重点をおいて検討を加える。</p>		<p>組織機構の見直しに併せて現行の職制における職務の明確化を検討する。</p>								
効果等															

番 号	3 1 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教		
項 目 名	迅速で機能的な機構の整備				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育		
実施項目	政策企画部門の充実																	
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度								
実施内容	<p>合併と同時に設置された政策企画（課）部門と各課との連携についての検討を行った。</p>	<p>地方分権の推進や複雑多様化する行政需要に対応するため、政策企画課のみならず、全庁的な職員の政策形成能力を向上するための方策を検討した。</p> <p>又、政策形成能力養成を主とした島根県自治研修所主催「一般職員第 課程研修」に職員2人を派遣した。</p> <p>尚、政策企画部門と財政部門とが緊密な連携がとれる体制作りを行い、政策企画部門が行政内において総合的な調整ができるようその役割、責任を明確にすることの検討を行った。</p>	<p>地方分権の推進や複雑多様化する行政需要に対応するため、政策企画課のみならず、全庁的な職員の政策形成能力を向上するための方策を引き続き検討した。</p> <p>又、政策形成能力養成を主とした島根県自治研修所主催の「一般職員第 課程研修」に職員2人を派遣した。</p> <p>尚、政策企画部門と財政部門とが緊密な連携を取り、事務事業調整を行った。</p>	<p>本年度も引き続き事務事業の調整を行う。</p>														
効果等	<p>行政効率の向上が図られた。</p>	<p>職員の政策形成能力向上と政策企画部門充実により、行政サービス向上と行政の透明性の向上を図ることが出来た。</p>	<p>職員の政策形成能力向上と政策企画部門充実により、行政サービス向上と行政の透明性の向上を図ることが出来た。</p>	<p>職員の政策形成能力向上と政策企画部門充実により、行政サービス向上と行政の透明性の向上を図る。</p>														

番 号	3 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政関連施設のあり方				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	保育所の管理運営改革															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>かきのき保育所については、吉賀町社会福祉協議会に委託。</p> <p>木部谷保育所については、保育所長 庭田氏に委託。</p> <p>朝倉へき地保育所については、直営で運営。</p> <p>双葉・六日市・七光保育所については、法人保育所として運営。</p>		<p>公施設の管理方法の見直しにより、かきのき保育所については、9月から指定管理者制度に移行、木部谷保育所については事業委託した。</p> <p>又、朝倉へき地保育所については、学童保育も行っており、子育て支援の観点から、直営で運営を継続し、歳出の見直しを行った。</p> <p>双葉・六日市・七光保育所については、法人保育所として運営。</p>		<p>昨年9月より吉賀町社会福祉協議会を指定管理者として運営を委託しているかきのき保育所について、法人化に向けて検討を行い、平成20年10月の法人化を決定した。</p>			<p>かきのき保育所について、町社会福祉協議会を指定管理者として運営を委託しているものを、今年10月の法人化に向けて現在事務を進めている。</p> <p>木部谷保育所については、事業委託。朝倉へき地保育所は、学童保育も行っており、子育て支援の観点から、歳出の見直しを行いながら直営を継続。双葉、六日市、七光の各保育所については法人保育所として運営継続。</p>								
効果等																

番 号	3 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教	
項 目 名	行政関連施設のあり方				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育	
実施項目	障害児保育の再編																
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度												
実施内容	合併にあたっては、旧六日市町の制度で引き続き事業実施することを協議し確認した。	対象児童の在籍する保育所については、補助対象とした。4月1日現在での入所状況は、双葉保育所2人、かきのき保育所3人。															
効果等		障害児保育の促進を図った。															

番 号	3 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政関連施設のあり方				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	子育て支援センターの再編															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	旧柿木村で設置しているセンターを合併後も引き続き設置して、事業を行うことを協議し決定した。	かきのき保育所に設置して事業実施した。														
効果等		子育てに関する悩み等の解消・軽減を図ることが出来た。														

番 号	3 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政関連施設のあり方				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	学校給食調理場の検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	合併後も現状の体制とした。		取り組み無し。		児童・生徒数の推移や職員の退職状況、既存施設の現状等を踏まえ乍ら、将来予測を含めた効率的な学校給食の有り方を検討し、新年度から朝倉調理場を廃止して六日市共同調理場に統合することとした。又、恒常的な臨時調理員の派遣と、六日市調理場から蔵木小・中、朝倉小への運搬をサンエムに委託した。			4月1日よりスタートした新体制での運営状況をみながら、将来予測を含めた効率的な学校給食の有り方を検討する。								
効果等																

番 号	3 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政関連施設のあり方				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地区集会所のあり方の検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>地区集会所の管理方法について検討を行った。箇所数は、50。</p>		<p>地区住民の連帯感の向上、生活改善、研修等、町振興のために必要な事業の推進の場としての利用拡大を図った。</p> <p>又、平成18年9月1日から管理運営に関する必要事項を定めた管理協定書を地区集会所ごとに締結し指定管理者制度を導入し、実態に即した効率的な管理運営を行うこととした。これにより、行政と住民との協働の仕組みづくりの確立と施設の効率的な運営管理を行うこととした。</p>			<p>平成18年9月1日から管理運営に関する必要事項を定めた管理協定書を地区集会所ごとに締結し、指定管理者制度を導入したが、今後もより一層の住民自治の拠点施設として利用促進が図られるよう、自治会等と検討した。</p>				<p>平成18年9月1日から管理運営に関する必要事項を定めた管理協定書を地区集会所ごとに締結し、指定管理者制度を導入したが、今後もより一層の住民自治の拠点施設として利用促進を、自治会等と検討する。今年度七村地区に1箇所建築する予定。</p>						
効果等																

番 号	3 1 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政関連施設のあり方				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	P F I 事業の導入検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	取り組み無し。		取り組み無し。		導入予定の事業が無いため 取り組み無し。			導入予定の事業が無いため 取り組み無し。								
効果等																

番 号	3 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	危機管理体制の整備				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	メール等による緊急情報提供															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			<p>職員や消防団をはじめとした関係機関団体の構成員に対して、メールによる緊急情報を配信する必要性（情報の種類や範囲）や意義について説明し検討を行った。</p> <p>その結果、消防団分団長以上の幹部には、緊急時の情報がメールで配信されるように取り組んだ</p>		<p>益田消防本部から、消防団員への緊急情報メール配信が可能となるよう取組んだ。</p> <p>消防団員 93人 充足率 34% 職員 4人</p>			<p>吉賀町として独自のシステムを構築し、維持管理していくことは困難であるし、益田消防本部が行っている緊急情報メールは、消防団員に対象を限定している。</p> <p>このため、島根県が行っている「しまね防災メール」を活用する方向で検討する。</p>								
効果等																

番 号	3 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教	
項 目 名	危機管理体制の整備				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育	
実施項目	危機管理マニュアルの拡充整備																
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度												
実施内容	<p>吉賀町地域防災計画策定に向けた具体的な取り組みを検討した。</p> <p>市町村国民保護計画の策定に向けた関係条例の整備を検討した。</p>	<p>地域防災計画については、旧町村版を暫定的に運用していたが、計画策定に係る基礎資料とするため「防災に関するアンケート」を平成18年10月全町実施し、計画策定に際しての材料とした。(アンケート内容は、地区名、家族構成、危険箇所、避難場所、避難経路など)別紙参照。尚、計画策定については、全面改訂に向けて年度内に原案をまとめ、今後町防災会議への諮問及び県協議を行うこととした。</p> <p>国民保護計画については、例規整備を経て、平成18年9月1日付けで委員24人を任命して、作業開始し年度内に策定した。</p>	<p>地域防災計画については、昨年度実施した「防災に関するアンケート」結果を参考に、平成19年6月、町防災会議に原案提案して、県に協議中である。尚、この地域防災計画に基づき、町内における安全確保のための避難マニュアルを作成する前段として防災のしおりを作成、全戸配布した。この中で防災マップについては危険溪流の自己記入などによる意識の高揚を図った。</p>	<p>県の策定する高津川浸水予想区域図を基に関係区域のハザードマップを策定し、関係地区の住民に配布する。なお今後の計画は平成22年度～24年度にかけて全町調査を行いハザードマップを策定し土砂災害危険区域を含めた避難マニュアルを全戸配布する。</p>													
効果等	<p>吉賀町地域防災計画、市町村国民保護計画策定のための人的措置や必要な経費について新年度予算に計上した。</p> <p>国民保護協議会条例、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例が整備された。</p>	<p>地域防災計画策定に向けての準備が整いつつある。又、国民保護計画については、策定され危機管理に対するマニュアル整備を図ることが出来た。</p>	<p>防災のしおりの配布により各地区の避難場所の確認が図れた。</p>	<p>近年の降雨は局地的な集中豪雨が多くみられ浸水想定区域、土砂災害危険区域を地図化したハザードマップの住民への提供は住民の生命を守る上で重要である。ハザードマップの作成に当たっては住民とともに進めばその効果は大である。</p>													

番 号	3 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	危機管理体制の整備				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	防災行政無線の拡充整備															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>防災行政無線を町内全域に拡充するための調査とシステムを検討し、年度内で電波伝搬調査、音響伝播調査等を実施し、実施設計書を作成した。</p>	<p>防災行政無線整備について、10月3～19日・6会場で、地区長・班長・自治委員・公民館長（分館長）を対象とした説明会を開催しながら、まちづくり交付金事業交付決定を待って、工事発注した。工事概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル方式電波を使用した同報通信方式の無線設備。 ・親局設備（本庁舎） 1局 ・中継局 3局 ・再送信子局 1局 ・屋外拡声子局 17局 ・戸別受信機は、公共施設のほか申込のあった各世帯。 ・概算工事費は、約446百万円。 	<p>平成19年12月10日から全町を対象とした試験運用を開始し、平成20年度からの本格稼動に備えている。</p> <p>平成20年3月末の旧六日市町区域における戸別受信機設置予定台数は、以下のとおり。（設置完了予定数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯 1491戸 ・町有施設 263戸 ・県施設 43戸 ・警察 5戸 合計 1802戸 	<p>未設置世帯の対応と、事業所への設置に取り組む。</p>												
効果等	<p>緊急情報伝達手段の統合及び整備により、危機管理体制の拡充が図られることが期待される。</p>		<p>緊急時の情報伝達手段が統合整備され、危機管理体制の拡充が図られた。</p>													

番 号	3 1 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	危機管理体制の整備				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	消防団の再編															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>町村合併により、2つの消防団を1つの消防団に再編した。</p> <p>団長以下332人の条例定数、10分団制とした。尚、階級ごとの条例定数は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 1人 ・統括副団長 1人 ・副団長 5人 ・分団長 10人 ・副分団長 15人 ・部長 50人 ・班長 50人 ・団員 200人 		<p>再編後の組織についての問題点や矛盾点などを検証し、今後の組織のあり方を消防団幹部会で随時検討し対処した。</p>		<p>消防団組織の再編と、防災無線の全町供用開始による消防団の出動体制の見直しを検討した。</p> <p>特に団員数の少ない分団、部の属する地域の住民と、地域の防災体制のあり方について意見交換会を開催し、消防団組織の再編についての課題を検証した。</p> <p>19年度は第9分団の地域での意見交換会を実施した。</p>			<p>前年度に引き続き消防団組織の再編についての課題を検証するため、団員数の少ない分団、部の属する地域の住民と、地域の防災体制のあり方について意見交換会を開催する。20年度は第4分団3部、第5分団5部の地域を計画している。</p>								
効果等	<p>組織を1つにすることにより、効率的な団運営が図られた。</p>		<p>より効率的な団運営を図るための検討を引き続き行うことが出来た。</p>		<p>より効率的な団運営を図るための検討を引き続き行うことが出来た。</p>											

番 号	3 2 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	定員適正化計画の策定				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	定員適正化計画の策定															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	定員適正化計画策定のための数値目標の設定や資料準備を行った。	平成17年度の目標に沿って一般行政部門(議会・農業委員会部門を含む)及び特別行政部門(教育委員会部門)の定員について、平成21年度までの定員適正化計画を策定した。別紙参照。 又、計画公表の方法についても検討した。														
効果等		計画策定により、定員適正化と職員の適正配置を図る基準が出来た。														

番 号	3 2 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	定員適正化計画の策定				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	定員適正化の実施															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>合併後の定員について検討した。</p> <p>基本的には、向こう10年間で総数20%削減の目標を以下のとおり設定した。</p> <p>平成17年度当初 114人</p> <p>平成18年度当初 111人</p> <p>平成19年度当初 110人</p> <p>平成20年度当初 108人</p> <p>平成21年度当初 106人</p> <p>5年間で8人の削減を行うもの。</p>		<p>本年度策定される定員適正化計画に基づき、事務事業に合わせた人員配置を行い、適正な定員管理を推進した。</p> <p>又、本年度当初での目標数値は111人であったが、前年度末に定年前退職者1名が発生したため、110人となった。</p> <p>又、今年度末には定年1人、自己都合1人計2人の退職により108人となった。</p>		<p>定員適正化計画に基づく人員管理を行うとともに、適正な人員配置にも配慮し、人事異動を行った。</p> <p>又、本年度当初での新規採用者は1人で、目標数値110人に対して、1人減の109人となった。</p> <p>又、年度内に3人の自己都合による退職者があり、平成20年1月1日に1名の新規採用をしたが、年度末に4人の定年退職があったため、年度末の実員数は103人となった。</p>			<p>計画を上回る職員数の減となっているが、今後も定員適正化計画に基づきながら、適正な人員配置に配慮していく。</p> <p>本年度当初での新規採用者は1人で、目標数値108人に対して104人となり、計画より4人の減となった。</p>								
効果等	<p>定員適正化計画の基礎となる目標数値の設定が出来た。</p> <p>又、5年間の削減効果額は以下のとおり。</p> <p>退職者 12名 約96百万円</p> <p>採用者 4名 約12百万円</p> <p>差引効果額 約84百万円</p>		<p>人件費の抑制と事務の効率化を図ることが出来た。</p>		<p>人件費の抑制と事務の効率化を図ることが出来た。</p>											

番 号	3 2 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	定員適正化計画の策定				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	再任用制度の運用															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			<p>合併と同時に吉賀町職員の再任用に関する条例を即時制定した。</p> <p>制度としては、急速な高齢化の進行で高齢者の安定した雇用の確保を図る上で必要な施策ではある。しかしながら、民間の雇用情勢や地域経済が厳しい状況や退職した職員の希望がないことなど、制度としては休眠状態である。従って、制度の趣旨について今一度啓発を行う必要性を確認した。</p>		<p>地域経済が厳しい状況や、退職した職員の希望がないなどで運用は行わなかった。</p>			<p>制度の趣旨についての啓発や、定年退職予定者への調査を行う。</p>								
効果等			<p>制度趣旨の周知により適正な運用促進を図る必要性を確認した。</p>													

番 号	3 2 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	定員適正化計画の策定				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	臨時職員・パート職員の縮減															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	合併後、臨時職員・パート職員の縮減をした。		臨時職員・パート職員の縮減をした。		臨時職員・パート職員の縮減をした。			臨時職員・パート職員の縮減をする。								
効果等	物件費の削減を図った。		物件費の削減を図ることが出来た。 当該年度の当初予算ベース（対平成17年度当初予算）で約14百万円の削減効果があった。		物件費の削減を図った。											

番 号	3 2 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	給与制度の適正化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	常勤・非常勤特別職の給与等改正						企		福		調					
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度							
実施内容	<p>合併協定項目により、常勤の特別職の給与及び議会議員の報酬については、旧町村の平均から10%、その他の非常勤特別職の報酬については、同様に5%の削減を合併当初から実施している。</p>		<p>常勤の特別職については、本年度4月1日より、以下のとおりの削減を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長 15%削減 現給648000円 削減額97200円 支給額550800円 ・助役 約10%削減 現給546800円 削減額54600円 支給額492200円 ・教育長 約5%削減 現給515300円 削減額25700円 支給額489600円 		<p>常勤の特別職については、本年度も4月1日より、以下のとおりの削減を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長 15%削減 現給648000円 削減額97200円 支給額550800円 ・副町長 約10%削減 現給546800円 削減額54600円 支給額492200円 ・教育長 約5%削減 現給515300円 削減額25700円 支給額489600円 		<p>常勤の特別職については、本年度も4月1日より、以下のとおりの削減を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長 15%削減 現給648000円 削減額97200円 支給額550800円 ・副町長 約8%削減 現給546800円 削減額43700円 支給額503100円 ・教育長 約3%削減 現給515300円 削減額15400円 支給額499900円 									
効果等	<p>削減の実施により人件費の抑制が図られた。削減効果額は、以下のとおり。(半年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤特別職 約2百万円 ・議会議員 約3百万円 ・その他 約0.6百万円 計 約5.6百万円 		<p>削減の実施により人件費の抑制が図られた。削減効果額は、以下のとおり。(1年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤特別職 約8百万円(1年間削減4百万円含む) ・議会議員 約6百万円 ・その他 約1百万円 計 約15百万円 		<p>削減の実施により人件費の抑制が図られた。削減効果額は、以下のとおり。(1年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤特別職 約8百万円(1年間削減4百万円含む) ・議会議員 約6百万円 ・その他 約1百万円 計 約15百万円 											

番 号	3 2 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教	
項 目 名	給与制度の適正化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育	
実施項目	新しい給与制度の導入																
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度					
実施内容	<p>給与構造の抜本的な改革が平成17年度の人事院勧告で示された。</p> <p>まず、平成17年度の給与改定は、給料表の金額の引き下げ（0.3%）及び扶養手当の引き下げ、年間給与の調整措置の実施を行い、人件費抑制を図った。影響額は、半年間で約1百万円。</p> <p>又、平成18年度については、給料表の水準の大幅引き下げ・昇給制度の見直し・勤務実績の給与への反映等の実施に向け例規改正等の準備を行った。</p>		<p>昭和32年以来の抜本的な改革を以下のとおり本年度当初から実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途採用者の初任給決定方式の見直し ・昇給制度の改正 ・復職時調整制度の改正 ・給料表の水準の大幅引き下げ（平均4.8%）但し、現給保障あり。 <p>尚、本年度6月1日より一般職員の給料を一律5%削減した。</p>														
効果等			<p>給与構造改革の実施により年功序列的な給与上昇の抑制が図られた。その影響額は、1年間で約23百万円。</p> <p>又、6月より実施された一般職員の給料削減効果額は、1年間で28百万円となった。</p>														

番 号	3 2 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	給与制度の適正化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	新しい昇給制度の導入															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>平成17年度の人事院勧告の給与構造改革で示された新たな昇給制度は、現行の特別昇給と普通昇給を統合し、職員の勤務成績が適切に反映される制度が導入されることとなった。但し、新たな昇給制度における勤務成績の判定に係る改善措置の活用は、段階的に行われる予定である。</p> <p>以上の改正点を踏まえ例規改正等の準備を進めた。</p> <p>これにより、勤務実績が給与に反映されることとなり、年功序列的な昇給制度が見直され、給与上昇の抑制が図られることとなった。</p>		<p>昭和32年以来の抜本的な改革を以下のとおり本年度当初から実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇給月の統一（1月1日） ・枠外昇給制度の廃止 ・56歳昇給延伸、58歳昇給停止の廃止 ・昇給短縮の廃止 ・一般職員の勤務成績の反映については、運用方法が確立され次第、実施することとなった。 													
効果等			<p>勤務実績が給与に反映されることにより、年功序列的な昇給制度が見直され、給与上昇の抑制が図られることとなった。尚、今年度改正による影響額は、1年間で約4百万円。</p>													

番 号	3 2 2			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	給与制度の適正化													
実施項目	63歳定年制の廃止														
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度					
実施内容	<p>合併前、旧六日市町の制度としてあった給食調理員及び用務員についての63歳定年制については、合併当初より廃止した。</p>														
効果等	<p>一部職種のみ適用を排除することによる職員の均衡化が図られた。 影響額は、一人当たり約20百万円。</p>														

番 号	3 2 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	給与制度の適正化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	時間外勤務手当の削減															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>合併前、休日勤務及び週休日勤務について時間外勤務手当を支給していたが、合併当初より、代休制度を導入し支給額を抑制した。</p> <p>尚、合併後半年間での効果額は、約580万円。</p>	<p>休日勤務及び週休日勤務について時間外勤務手当を支給しない代休制度を導入し支給額を抑制した。</p> <p>又、各課実態の把握、事務量の配分点検等を職場内の協力体制のもとで行い、時間外勤務等縮減指針を策定することを確認した。</p> <p>さらに、毎月10日・20日を全庁一斉の「ノー残業デー」として設定し、手当削減と労働安全衛生に配慮した。</p>	<p>週休日の振替、休日の代休制度を活用し、引続き時間外勤務の縮減に努めた。</p> <p>又、毎月10日・20日の全庁一斉の「ノー残業デー」を継続し、手当削減と労働安全衛生に配慮した。</p>	<p>週休日の振替、休日の代休制度を活用し、引続き時間外勤務の縮減に努める。</p> <p>又、毎月10日・20日の全庁一斉の「ノー残業デー」を継続する。</p>												
効果等		<p>業務量の配分点検と柔軟な勤務体系整備により、日常業務のムダを廃止し人件費の抑制を図ることが出来た。</p>	<p>日常業務のムダを廃止し人件費の抑制を図ることが出来た。</p>	<p>適正な時間外勤務命令により人件費の抑制を図る。</p>												

番 号	3 2 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教		
項 目 名	給与制度の適正化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育		
実施項目	特殊勤務手当の廃止																	
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度													
実施内容	<p>合併前に支給されていた特殊勤務手当は、除雪車乗務手当を除き、合併当初より廃止した。</p> <p>尚、廃止された特殊勤務手当は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務手当 ・伝染病防疫作業手当 ・運転手手当 ・公金取扱手当 ・保育士手当 ・徴収手当 ・技術手当 																	
効果等	<p>手当の削減実施により、人件費の抑制が図られた。削減効果額は、157千円。(旧柿木村の半年分の税務手当。旧六日市町は、平成17年度当初より全廃。)</p>																	

番 号	3 3		担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員人材育成の推進			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	人材育成基本方針の策定														
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度		21年度									
実施内容	<p>高度化、多様化する行政需要に対応できる政策形成能力や創造的能力を有する人材を育成するため、下記項目に留意し策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成型人事管理 職員の能力、意欲の向上を図り、最大限に発揮できる人事管理。 ・人を育てる職場づくり 課題解決の手段、達成すべき目標設定による目標管理制度活用 の人材育成。 ・研修の充実、多様化 自主研修・職場内外研修の実施 多様な研修機会の提供、研修に参加できる環境整備。 <p>又、方針策定に係る基礎資料とするため「人材育成に関するアンケート」を平成19年1月実施した。別紙参照。</p>		<p>【実施時期の変更】 変更前 平成18年度検討 平成19年度策定 変更後 平成18年度策定</p>												
効果等	<p>多様な人材確保と職員の能力開発指針としての活用を図り、職員のモチベーションを高めるための人事管理を行う基盤が出来た。</p>														

番 号	3 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員人材育成の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	研修大綱の策定と実施															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容		<p>現在の職員研修を体系化し採用から退職までの基本方針（大綱）を策定することとした。</p> <p>但し、本年度は当初の研修計画により実施することとした。</p>	<p>平成20年度の基本方針（大綱）策定に向け、次の点に基づいた骨子を作成した。</p> <p>別紙参照</p> <p>1、まちづくりのスタッフとしての責任感、使命感、仕事への意欲などの高揚を図るとともに、幅広い知識と教養に基づく人間性豊かな職員養成に努めること。</p> <p>2、多様化、高度化する様々な行政需要に積極的に対応できる先見性と課題認識を持ち、活力、行動力に満ちあふれた職員の養成に努めること。</p> <p>3、住民の視点に立った住民主体のまちづくりを推進するため、時代の変化や課題に即した問題発見能力、問題解決能力、政策形成能力及び政策法務能力の養成に努めること。</p>	<p>前年度作成した骨子に基づき研修大綱を策定する。</p>												
効果等																

番 号	3 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員人材育成の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	任用制度の検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度						
実施内容							吉賀町職員の任用に関する要綱、吉賀町職員の任用に関する規則の検討を行う。									
効果等																

番 号	3 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員人材育成の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	人事評価制度の導入															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
								試行				試行				
実施内容			<p>人事評価制度導入に向けた準備初年度として以下のとおり取り組み、基盤整備を図ることとした。</p> <p>「設計準備 制度設計 運用準備 試行」のスケジュールで制度の構築を図る。</p> <p>【設計準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進自治体の分析、参考情報の収集 ・評価制度導入の基本構想の策定 ・検討体制の確立 		<p>導入の制度内容等十分な検討ができなかったため、内部調整等職員への周知ができなかった。</p>			<p>試行年度を1年間変更し、制度の検討と内部調整を行なう。また、試行は暫定試行から実施する。</p>								
効果等																

番 号	3 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員人材育成の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	提案制度の創設検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度						
実施内容							人材育成の観点から提案制度の創設について検討を行う。									
効果等																

番 号	3 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	職員人材育成の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	健康管理の充実強化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>合併に伴い新町としての衛生管理委員会委員の任命を以下の者に対して行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎助役 ・総務課長 ・産業医 ・教育次長 ・吉賀町職員組合の推薦に基づき指名する職員 		<p>衛生管理委員会によって、職員の能力を十分発揮できる環境整備の点検を行った。</p> <p>改善事項としては、柿木庁舎及びふれあい会館の建物内全面禁煙の事例が挙げられる。(6月1日から1ヶ月間試行、7月1日から完全実施。) 又、職員の心身の充実を図るための健康管理対策、研修体制整備の充実にも取り組んだ。特に、平成19年3月27日(火)には、益田保健所健康増進グループ課長を講師に迎え、メンタルヘルスについての研修会を開催した。</p>		<p>吉賀町職員安全衛生管理計画に基づき職員の安全衛生の確保に努めた。</p> <p>安全衛生委員会2回開催 メンタルヘルス研修会 19.8.28開催 益田保健所 上野保健師 59人参加 健康診断実施 受診率 90% 喫煙室換気扇設置 2箇所</p>			<p>平成20年度職員安全衛生管理計画を策定し、職員の安全衛生に努める。</p> <p>安全衛生委員会の開催 メンタルヘルス研修会の開催 健康診断実施 受診率 100%</p>								
効果等	<p>職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境形成を促進するための基盤整備が図られた。</p>		<p>職場環境、職員の健康管理の充実による業務遂行能力の増大を図ることが出来た。</p>		<p>職場環境、職員の健康管理の充実による業務遂行能力の増大を図ることが出来た。</p>			<p>職員の安全衛生を図ることで、業務の遂行能力の増大と事故の無い職場づくりをする。</p>								

番 号	3 4 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	受益者負担の適正化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	受益者負担適正化の検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>予算編成時において、合併後の受益者負担見直し状況を確認した。</p>		<p>現行の各種負担金について、適正化を図るため受益者が負担すべきものと行政負担が必要なものの判別を行った。</p> <p>これにより受益者負担の見直しが必要と考えられるものについては、今後、実施年度を設定し、即時、又は段階的に適正化を図ることとした。</p>		<p>引き続き、各種負担金の適正化に向け、施設利用時の利用料免除等が適正なものであるか、受益者が負担すべきものか、行政負担が必要なものか等の判別を行った。</p>			<p>各種負担金の適正化に向け、施設利用時の利用料免除等が適正なものであるか、受益者が負担すべきものか、行政負担が必要なものか等の判別を行う。</p>								
効果等	<p>特記事項無し。</p>		<p>平成19年度当初予算編成に向けて、放課後児童クラブ利用料の見直しなどを検討したところであるが、実施には至っていない。</p> <p>又、体育館等の公共施設の利用に当たっての受益者負担については、電気料の負担見直しなどを行うこととし、平成19年度予算に反映した。</p>		<p>林業センターの使用料、許可手数料の一部を見直し、平成20年度の予算に反映した。</p>											

番 号	3 4 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	受益者負担の適正化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	保育料の見直し															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容					<p>国としても少子化対策としての子育て支援の取り組みを重要視され、又、少子化の著しい本町にあっては、町財政の厳しい状況下ではあるが、保育料の負担増は、子育て支援に逆行するという一面があのも事実である。</p> <p>従って、保育料の見直しは、負担軽減に向けた可能性も模索しながら検討を進めていく必要があり、当面改定は行わないこととした。</p>			<p>国も少子化対策として、子育て支援の取り組みが重要視されるなか、また少子化の著しい本町にあっては、保育料の負担増は子育て支援に逆行するものであり、町財政の厳しい中であるが、保育料の見直しは、負担軽減に向けた検討をすべきと考える。</p>								
効果等																

番 号	3 4 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	受益者負担の適正化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	公営住宅家賃の見直し															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>町営住宅の家賃決定についての法令等の調査及び他団体の状況調査を行った。</p> <p>公営住宅 公営住宅法、同施行規則、同施行令及び町条例に基づいて決められており引き上げ困難。但し、町規則規定の利便性係数改正により可能だが、改築等の変化がないと無理。</p> <p>特定優良賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同施行令、同施行規則には家賃の上限が定めてありその範囲で事業者が家賃決定。町条例では家賃変更条件として、「物価変動」「賃貸住宅相互の均衡」「改良」があるが該当しない。</p> <p>若者定住住宅 町が家賃決定。町の定住施策との整合性が必要。</p> <p>及び は、引上げは出来ない。但し、今後建設される公営住宅の利便性係数の決定にあたっては一定基準を設ける必要がある。 は、定住街住という目的からして引上げは好ましくない。近隣市町村との家賃比較別紙参照。</p>		<p>公営住宅の利便性係数設定要綱を制定した。平成19年度以降建設される住宅の家賃決定に適用する。</p> <p>検討終了</p>													
効果等			家賃決定を客観的な基準で行うことができる。													

番 号	3 4 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	受益者負担の適正化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ごみ手数料の見直し															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>従来は、可燃袋のみ有料で不燃袋は無料で配布していたが、平成17年度当初より不燃ごみ指定袋4種類を有料とした。</p> <p>指定袋4種類各一枚50円</p>															
効果等	<p>今後増高が見込まれるごみ処理費の一部を受益者負担とすることにより一定の財政的効果があった。</p>															

番 号	3 4 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	受益者負担の適正化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	水道関係使用料の見直し															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>平成17年度は、合併に向けた事務のすり合わせの中で、両町村の実情に合わせた使用料の統合を行った。</p> <p>又、簡易水道、下水道、農業集落排水の使用料については、合併協定項目の中で、合併後3年以内に見直しを行うという確認がなされている。</p>	<p>平成19年度に、水道関係使用料の見直しを行う計画で、平成18年度はその準備を行った。</p> <p>尚、見直しに要する経費として、平成19年度当初予算において水道料金審議会開催に要する委員報酬及び費用弁償を措置した。</p>	<p>平成19年度公営企業経営健全化計画の策定作業と併せ、水道関係使用料の見直し案の策定を行い、水道料金審議会に諮問した。</p> <p>11月の答申を受け、12月議会に水道使用料の改定議案を提出し可決された。経緯は以下のとおり、</p> <p>8月 見直し案の策定 9～10月 水道料金審議会に諮問、審議(3回) 11月 水道料金審議会の答申 12月 議会への提案、可決(3月1日施行)</p> <p>水道使用料の改定については、町広報や2月の住民説明会開催によって、住民に周知徹底を図った。</p>	<p>水道使用料の見直しで、料金体系を確立し、使用料の適正化を図るとともに安定した事業経営に向けた基盤づくりを行った。簡易水道料金の改定を平成20年3月1日から施行して、新料金での運営を行う。</p>												
効果等				<p>合併時の暫定水道使用料を見直すことで、料金の適正化を図り長期的に安定した事業運営を行うため、経営健全化の方向づけを行った。</p>												

番 号	3 4 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	公有財産の有効活用				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	公有財産の有効活用の検討															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>以下の点について対処した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧歯科診療所の土地・建物の譲渡 ・普通財産土地の貸付（六日市・七日市地区） ・町民集会所（みろく温泉）の廃止 	<p>普通財産の未利用地、用途廃止された未利用施設や行政財産についても利用頻度の極度に少ない施設等については、廃止や売却などの処分も含め、公有財産の有効利用について検討した。</p> <p>特に今年度は、以下の点について対処した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆらら前土地・倉庫の譲渡及び解体処分 ・真田地区山林の譲渡 ・六日市学園寮敷地の利用用途の再検討 ・吉賀高校教員寮敷地の建物譲与（地区集会所用途利用） 	<p>譲渡を受けた旧六日市学園寮の利用について検討。サンエムに貸付しアパート利用とすることとした。</p>	<p>平成21年3月末で指定管理期間が満了する施設と併せ、施設の有効利用について所管課と調整を行なう。</p>												
効果等	<p>建物の修繕等維持管理経費の削減と未利用地の解消が図られた。</p>	<p>公有財産の有効活用を図ることが出来た。</p>	<p>公有財産の有効活用を図ることが出来た。</p>													

番 号	3 4 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町税等の徴収率の向上				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	徴収率目標数値の設定															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>【実施時期の変更】</p> <p>変更前 平成18年度 平成20年度 空欄 平成21年度 空欄</p> <p>変更後 平成18年度 平成20年度 平成21年度 毎年度、その都度目標数値設定をするため。</p>		<p>数値目標については、徴収方法及び徴収体制について整理、検証し実態に即した徴収可能な数値目標を設定することとし、下記のとおり各課における平成18年度の目標数値を設定した。</p> <p>・過年度分 税務課 23.4% 保健福祉課 14.5% 水道課 30.0% 町民課 30.0%</p> <p>・現年度分 税務課 98.3% 保健福祉課 97.9% 水道課 98.1% 町民課 98.0%</p> <p>算出資料は別紙参照。</p>		<p>数値目標については、平成18年度の実績を考慮し、下記のとおり設定した。</p> <p>・過年度分 税務課 23.9% 保健福祉課 14.5% 水道課 35.0% 町民課 30.0%</p> <p>・現年度分 税務課 98.0% 保健福祉課 97.5% 水道課 98.1% 町民課 98.3%</p>			<p>数値目標については、平成19年度の実績等を考慮し、下記のとおり設定した。</p> <p>・過年度分 税務課 24.0% 保健福祉課 14.5% 水道課 35.0% 町民課 30.0%</p> <p>・現年度分 税務課 98.1% 保健福祉課 97.5% 水道課 98.1% 町民課 98.3%</p>								
効果等			<p>現況に即した内容で、当該年度分の目標数値を設定することが出来た。</p>		<p>現況に即した内容で、当該年度分の目標数値を設定することが出来た。</p>			<p>現況に即した内容で、当該年度分の目標数値を設定した。</p>								

番 号	3 4 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町税等の徴収率の向上				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	目標数値に向けた収納強化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【実施時期の変更】</p> <p>変更前 平成18年度 空欄</p> <p>変更後 平成18年度</p> </div>		<p>平成18年度においては、検討委員会を引き続き開催し、平成17年度の決算数値を基に、税及び公課の滞納者数、滞納金額を精査し徴収体制、徴収計画、滞納整理の方法等について検討を行い各課において収納状況を把握しつつ課題を確認し、さらなる収納強化を図ることとした。</p>		<p>滞納処分については、その方法等を改めることにより収納強化を図ることとした。</p> <p>又、町としての方針を明確にすることにより、各課の処分を均衡の取れたものとするよう検討会を開催した。</p>			<p>不納欠損処分については、処分の根拠を明確にし処分を検討する。税の延滞金については法令に準じて徴収する統一した取り扱いをすることが課題となっており検討する。</p>								
効果等			<p>検討委員会の継続開催により連携強化を図りながら、目標数値に向けて収納強化を図ることが出来た。</p>		<p>各課の連携を図りながら均衡の取れた処分にも配慮する問題提起がなされた。</p>			<p>不納欠損処分については、内部基準を整備し実施する。</p>								

番 号	3 4 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	町税等の徴収率の向上				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	滞納整理の検討実施															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>平成17年度は、合併に向けた事務事業統合のため徴収に係る事務が手薄となった。</p> <p>合併後については、徴収率を上げなければならないという共通の認識から関係各課による検討委員会を設置し、財政が逼迫する中で財源確保に向けて徴収に積極的に取り組むことを確認した。</p> <p>島根県の行う併任辞令制度の活用により、滞納処分の実地研修に平成19年度から参加し滞納整理を実施することを確認している。滞納処分の詳細な部分については今後の課題である。</p>		<p>平成17年度の決算による数値を基に各費目毎の滞納者数、滞納金額を精査し検討委員会を開催した。この会議で検討した結果、滞納分（過年度分）の徴収目標数値を設定し、各課収納強化を図ることとした。</p> <p>又、自力執行権行使に向けた相互併任辞令制度の利用についても検討を重ねた。</p>		<p>町税務職員の徴収技術向上と町税の徴収率向上を図り、県と町の協力体制構築を目的とする相互併任辞令制度を活用することにより、滞納整理を行いながら滞納者数及び滞納金額を減少させることとした。</p> <p>尚、相互併任辞令制度派遣職員数は1名とし、平成19年10月1日から12月31日までの3ヶ月間、西部県民センターでの研修を行った。</p>			<p>徴税職員の徴収技術の向上を図るために、各課の連携を密にし、協力体制を構築し、今後の滞納処分を検討する。</p>								
効果等	<p>滞納整理に対する全庁的な共通認識を持ちながら、検討組織を立ち上げることができた。</p> <p>又、研修の見通しについても確認ができた。</p>		<p>徴収目標数値を設定し、各課収納強化を図ることが出来た。</p> <p>又、相互併任辞令制度の具体化が図られた。</p>		<p>県と町の協力体制のもと、相互併任辞令制度の具体的な実施により、徴収技術が向上した。</p>			<p>徴収率の向上を図る。</p>								

番 号	3 4 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	新規収入源の検討				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	既存税率(超過税率)の検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容			<p>超過税率の検討に関しては、多くの市町村が標準税率を採用している現状において、当町においては他の財源確保策を含めた財政健全化の取り組み総体の中での位置づけ等を考慮しながら極めて慎重に検討を加えることとした。</p> <p>尚、現時点で一部の施設について免税扱いとなっている入湯税については、公平性・公正性に加え、新たな財源確保の観点からも今後引き続き検討することとした。既に、今年度の中期財政計画上では、おり込み済み。</p>		<p>入湯税については、現時点で課税免除となっている「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」及び「吉賀町老人福祉センター」の2施設についても平成20年4月1日から課税することとし、併せて税率も以下のとおり改正することとした。</p> <p>・宿泊する者 1人1泊につき150円</p> <p>・宿泊しない者 1人1日につき 50円</p> <p>又、平成20年度から納期前納付報償金の交付率を百分の1から百分の0.5に改正することとした。</p> <p>尚、これらの改正により入湯税で約600万円、納期前納付報償金で約500万円、合計で約1,100万円程度を効果額として試算。</p>			引き続き検討する。								
効果等					入湯税の増収となる見込みである。											

番 号	3 4 4			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	新規収入源の検討													
実 施 項 目	公共施設利用料の検討														
実 施 時 期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度				
実 施 内 容	新たに受益者負担（施設利用料）を求めべき施設の有無について検討した。		教育委員会所管の町民体育館及び基幹集落センター使用料金についての検討を行った。		教育委員会所管の林業センター使用料金について改定した。			新たに受益者負担（施設利用料）を求めべき施設の有無について検討する。							
効 果 等															

番 号	3 4 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	新規収入源の検討				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	受益者負担適正化の検討(再掲)															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>予算編成時において、合併後の受益者負担見直し状況を確認した。</p>		<p>現行の各種負担金について、適正化を図るため受益者が負担すべきものと行政負担が必要なものの判別を行った。</p> <p>これにより受益者負担の見直しが必要と考えられるものについては、今後、実施年度を設定し、即時、又は段階的に適正化を図ることとした。</p>		<p>引き続き、各種負担金の適正化に向け、施設利用時の利用料免除等が適正なものであるか、受益者が負担すべきものか、行政負担が必要なもか等の判別を行った。</p>			<p>各種負担金の適正化に向け、施設利用時の利用料免除等が適正なものであるか、受益者が負担すべきものか、行政負担が必要なもか等の判別を行う。</p>								
効果等	<p>特記事項無し。</p>		<p>平成19年度当初予算編成に向けて、放課後児童クラブ利用料の見直しなどを検討したところであるが、実施には至っていない。</p> <p>又、体育館等の公共施設の利用に当たっての受益者負担については、電気料の負担見直しなどを行うこととし、平成19年度予算に反映した。</p>		<p>林業センターの使用料、許可手数料の一部を見直し、平成20年度の予算に反映した。</p>											

番 号	3 4 5			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行財政運営のスリム化				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	総合的な見直しによる行財政運営のスリム化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>平成17年10月1日合併以後、直ちに行財政改革に向けた事務に着手し、総合的な見直しを行うための準備を以下のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革推進本部の設置（11月）と定例開催 ・行政改革推進委員会の設置（12月）と定例開催 ・行財政改革大綱と行財政改革集中改革プランの策定公表（1月・3月） ・町議会への現況報告 ・広報、ホームページへの掲載、全戸配布、説明会開催等による住民への公表 		<p>実質、平成18年度から行財政改革集中改革プランの実行段階であり、以下のとおり基本方針に基づく進行管理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部署の明確化による行財政改革推進本部の定例開催（毎月1回） ・行政改革推進委員会の定例開催（年間3回） ・議会報告及び広報掲載による住民に対する情報公開の実施（各々年間1回） ・毎年度の計画見直し（ローリング）実施とプランに対する柔軟対応 		<p>基本方針に基づく進行管理を行い、行財政改革集中改革プランの実施効果が最大限あらわれるよう以下の点に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部署の明確化による行財政改革推進本部の定例開催（毎月1回） ・行政改革推進委員会の定例開催（年間3回） ・議会報告及び広報掲載による住民に対する情報公開の実施（各々年間1回） ・毎年度の計画見直し（ローリング）実施とプランに対する柔軟対応 			<p>引き続き、基本方針に基づく進行管理を行い、行財政改革集中改革プランの実施効果が最大限あらわれるよう以下の点に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政改革推進本部の定例開催（毎月1回） ・行政改革推進委員会の定例開催（年間3回） ・議会報告及び広報掲載による住民に対する情報公開の実施（各々年間1回） ・毎年度の計画見直し（ローリング）実施とプランに対する柔軟対応 								
効果等	<p>行財政改革に向けた庁内組織と第三者的組織を立ち上げ、年度内での行財政改革大綱と行財政改革集中改革プランの策定公表に全精力を傾注してきた。今後の取り組みの基盤を整備することが出来た。</p>		<p>実行段階の初年度であったが、機関会議等の定例化とプランの進行管理定着化を図ることが出来た。</p>		<p>機関会議等の定例化とプランの進行管理定着化を図ることが出来た。</p>			<p>引き続き機関会議等の定例化とプランの進行管理定着化を図りながら、最大限の実施効果をあげる。</p>								

番 号	3 4 6			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	予算システムの改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	予算編成方式の検討															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>翌年度の当初予算編成に係る事務の軽減を目指していたが、新町の暫定予算及び本格予算の調製等により、検討する時間的余裕がなかった。</p> <p>又、合併後の調整において補助金交付金制度再編にかなりの時間を要したため、結果として当初予算編成については、予想以上の時間を要することとなった。</p>	<p>平成19年度当初予算編成方式については、従来の原課積み上げ方式から経常経費の一部について各課に枠配分する方式に改める内容で検討し、10月23日予算編成方針を策定した。そして、11月1日職員説明会を実施した後、要求及び編成事務に着手した。別紙参照。</p> <p>又、行政評価制度の平成20・21年度試行、平成22年度本格導入を視野に入れながら、原課が自主的に優先順位の見直しができるような効率的なシステムについても検討を進めていくこととした。</p>	<p>平成19年度当初予算編成事務から採用した一部経常経費の各課枠配分方式について、内容精査を行いながら、平成20年度当初予算編成方針を平成19年10月25日策定した。そして、11月15日職員説明会を実施した後、要求及び編成事務に着手した。別紙参照。</p> <p>又、原課の自主的な優先順位決定や事業見直しができる効率的なシステムについては、行政評価制度の平成20年度試行、平成21年度本格導入を視野に入れて庁内検討組織（行財政改革推進本部会議）での検討に着手した。</p>	<p>2年間実施してきた枠配分方式については概ね定着してきた。平成21年度予算編成に向けて、枠配分方式の継続について検討する。</p> <p>また、「行政評価制度」、「事務事業調整」の導入に併せ、予算編成期の事務負担軽減に向けた検討を行う。</p>												
効果等	<p>実質的に予算編成方式についての検討が出来ていなかったため、効果は上がっていない。</p>	<p>予算編成の枠配分方式への移行により、原課への裁量権付与や効率的な要求・編成事務を行うことが出来た。又、簡素にして効率的な行財政運営を定着化させる基盤が出来た。</p>	<p>予算編成における各課枠配分方式のより一層の拡充を図り、原課への裁量権付与や効率的な要求・編成事務を行なった。</p>													

番 号	3 4 6			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	予算システムの改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	行政評価制度との連動															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容								<p>これまで、事業内容の判断は予算編成期に行ってきた。このため、予算編成期の事務負担が大きくなり、期間も長期となっていた。</p> <p>この解消のため、事業内容については平成20年度から試行する行政評価制度や事務事業調整の中で判断し、その内容を予算編成に連動できるシステムの構築に向けた検討を行う。</p>								
効果等																

番 号	3 4 6			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	予算システムの改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	バランスシートの作成・公表															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	旧柿木村分の平成12年度から平成16年度分の資料収集を行い、バランスシートを作成した。	旧柿木村分と旧六日市町分とを合算し、平成17年度のバランスシートを作成した。	平成17年度バランスシートの公表を広報で行った。 また、県町村会や島根県が共催で実施している財務4表の作成実務研修会に参加した。平成19年度は9回の研修会が実施された。	平成18年度・19年度のバランスシートの公表を広報等で行う。 また、県町村会や島根県が共催で実施している財務4表の作成実務研修会に参加する。平成20年度に実施する研修会においては連結ベースでの4表作成に向けた内容となることから、公営企業会計担当者等についても参加を要請する。年間開催計画は、9回の予定。												
効果等																

番 号	3 4 6			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	予算システムの改革				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	コスト計算書の作成・公表															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>取り組み無し。</p>	<p>バランスシートの作成と併せて、旧柿木村分の平成12年度から平成16年度のコスト計算書を作成した。</p>	<p>平成17年度バランスシートの公表を広報で行った。 又、県町村会や島根県などが共催で実施している財務4表の作成実務研修会に参加している。平成19年度は9回の研修会が開催された。 財務4表を作成するにあたっては売却可能資産の洗い出し等関係部門との調整が必要となり、平成20年度の公表に向けて取り組みを続けている。</p>	<p>吉賀町財政健全化指針に基づき、外郭団体を含めたわかりやすい財政情報の公表に努める。</p>												
効果等			<p>平成17年度のバランスシートの公表については、特段の反応はなかった。今後財政健全化指標が示される中重要性は高いと考えられる。</p>													

番 号	3 4 7			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	財政指標の改善				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	(仮称)財政健全化指針の策定															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度									
実施内容	<p>平成17年10月1日の合併に伴い新町としての当面の財政状況を把握するために、新町建設計画財政計画をベースとした平成18年度から平成27年度までの向こう10年間の中期財政計画を策定した。</p> <p>尚、この中期財政計画期間の初旬において起債制限比率の上昇が懸念されるため、平成17年度において、約1億5000万円の繰上償還を行い、指標の抑制を図った。</p>	<p>平成19年度の(仮称)財政健全化指針の策定に向けた準備を以下のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行事例の調査等(島根県及び同規模自治体) ・指針の構成(骨子)の検討 <p>尚、指針の構成(骨子)については、国県の現状分析、健全化の基本的な考え方、方策、改善効果などについての内容とした。別紙参照。</p> <p>又、経常収支比率や起債制限比率などの具体的な財政指標についても明記することを前提とした。</p> <p>さらに、実質公債費比率18.0%超過に伴う公債費負担適正化計画についても策定した。</p>	<p>平成18年度作成した骨子に基づき以下の策定手順により(仮称)財政健全化指針を10月19日策定した。(別紙参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課担当による原案作成(8月) ・行財政改革推進本部会議への提案、協議(9~10月) ・行財政改革推進本部会議での確認(10月) <p>尚、策定に際しては、国の再生法制とりわけ早期は正措置対象として設定される予定の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標にも注視したが、策定期間に具体的対象数値が設定されなかったため、実質公債費比率以外の数値については未記載とした。</p> <p>指針内容については、12月11日町議会全員協議会で報告説明するとともに、町広報紙及び町HPでも公表した。</p>													
効果等				<p>財政運営の方針とその実現に向けての具体的な取組内容を明示し、健全化のための基盤を確立することが出来た。</p>												

番 号	3 4 7			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	財政指標の改善				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	指針による財政指標の改善															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容					<p>平成19年10月19日策 定した吉賀町財政健全化指針 の中で、法律によって公表が 義務付けられる4つの財政指 標の適正化に向けた改善策を 組み込んだ。</p> <p>この指針に沿って新年度予 算編成方針を樹立し、11月 15日職員説明会を開催して 新年度予算の編成にあたっ た。</p>			<p>指針の推進項目に基づき、 財政指標の改善に向けた具体 的な検討をおこなう。</p> <p>特に、前年度決算を元に算 定される財政4指標の数値は 重視する必要がある。</p>								
効果等					<p>指針に沿った新年度予算を 樹立でき、財政指標の改善に 向けた足がかりが出来た。</p>											

番 号	3 4 7			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
	項 目 名	財政指標の改善			会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	地方公営企業中期経営計画の策定・公表															
実施時期	17年度	18年度		19年度			20年度			21年度						
実施内容	<p>地方公営企業中期経営計画は、町の集中改革プランにおきかえることとし、平成18年3月22日に策定した。</p> <p>又、住民に対しての公表については、町議会への現況報告を経て、広報、ホームページへの掲載、全戸配布、説明会開催等の措置を講じた。</p>															
効果等	<p>短期間での策定であり、結果的に町の集中改革プランにおきかえることとなったが、今後の取り組みの基盤を整備することが出来た。</p>															

番 号	3 4 7			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	財政指標の改善				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	計画による経営健全化の推進															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度			21年度					
実施内容	<p>集中改革プランにおきかえた地方公営企業中期経営計画の策定が、年度末であったため、実質本年度での実績は無い。</p> <p>但し、後年度においては、事務事業の再編整理・廃止・統合、民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）、定員管理及び給与の適正化、経費削減の財政効果などに重点をおいて実施する。</p>		<p>合併により本庁舎に水道課分室、分庁舎に水道課本課を配置していたが、本年度当初において六日市地域振興室と水道課分室を統合し、事務事業の再編整理を行った。</p> <p>又、年間通して旅費・需用費などの経常経費の削減に努めた。</p>		<p>平成19年度公営企業経営健全化計画を策定し、計画に基づいた水道使用料の見直しを行った。</p> <p>又、年間通して旅費・需用費などの経常経費の削減に努めた。</p>			<p>平成20年度公営企業経営健全化計画を策定し、滞納対策の強化、経営健全化の推進に向けて努力する。</p> <p>又、年間通して経常経費の削減に努める。</p>								
効果等	<p>今後の取り組みの基盤を整備することが出来た。</p>		<p>本庁舎水道課分室の六日市地域振興室への統合により事務事業の再編整理を行った。</p> <p>又、経常経費の削減に努めた。</p>		<p>経常経費削減や計画に基づいた水道使用料の見直しを行い、経営の健全化に向けた方向性を確立することが出来た。</p>											

番 号	3 5 1			議 会	総 務	政 策 企 画	町 民	保 健 福 祉	税 務	地 籍 調 査	出 納	産 業	建 設	水 道	教 育
	項 目 名	補助金の再構築													
実施項目	補助金制度の見直し作業の実施														
実施時期	17年度		18年度		19年度		20年度			21年度					
実施内容	<p>合併協定項目に基づいた補助金の見直しを行うため、庁内検討組織として補助金・交付金検討委員会を合併後、直ちに立ち上げた。</p> <p>この委員会において「吉賀町補助金見直し基準」を設け、検討を行い、吉賀町行政改革推進委員会での意見調整を経て見直しを行った。</p> <p>見直しを行った補助金交付金制度は99件であった。</p>														
効果等	補助金・交付金の適正化及び経費の節減を図った。														

番 号	3 5 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	補助金の再構築				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	新たな補助金制度による運用															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容			<p>平成17年度で見直した内容により、平成18年度から新たな補助金制度による運用を開始した。補助金の交付に際しては、関係機関団体から交付申請書提出があった段階で、直近開催の町行財政改革推進本部会議で前年度実績や当該年度事業計画及び予算について検証し、適正な使途が確認出来るものに限り交付することとした。</p> <p>又、平成19年度当初予算査定に際しては、厳しい財政事情を勘案し、さらにそれぞれの事業を精査の上、予算措置した。</p>		<p>平成18年度に再編した新たな補助金制度の運用方法について検討した。具体的には、現行の吉賀町補助金等交付規則に基づく補助金交付要綱を本年度内に制定整備し、平成20年度当初からの適正な事務執行に反映させることとした。(別紙参照)</p> <p>又、平成21年度には、補助金制度の再々編を行うこととしており、平成20年度には、その事務に早急に取り掛かれるよう今年度内に内容について検討した。</p>			<p>平成18年度から実施した新たな補助金制度が、平成20年度をもって終了となる。本年度中に補助金制度の再々編成を行い、平成21年度からは新基準に基づく補助金制度とするため、本年11月末日までに決定し、新年度予算に反映させることとする。</p>								
効果等			<p>補助金・交付金の適正化及び経費の節減を図ることが出来た。</p> <p>平成19年度当初予算では、約52百万円・21%減の削減効果があった。(対平成18年度12月補正予算額との比較)</p>		<p>補助金・交付金事務の適正化を図ることが出来た。</p> <p>又、平成21年度の補助金制度再々編事務に向けた諸準備を行った。</p>			<p>補助金・交付金の適正化及び経費の節減を図る。</p> <p>又、平成21年度の補助金制度再々編事務に向けた諸準備を行う。</p>								

番 号	3 5 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	補助金の公表				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	補助金の公表制度の検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容					平成20年度の補助金制度の再々編事務に向けた諸準備に併せ、補助金の公表制度についても検討した。			本年度補助金制度の再編を行う。併せ補助金の公表についても検討する。								
効果等																

番 号	3 - 6 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	コスト縮減の徹底と規制緩和等				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	日常的なチェック機能強化															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>合併に伴い決裁区分の変更を行った。</p> <p>【変更例】</p> <p>確実なものについては、主務課長専決事項としたものの、確実なものを除く金額が5万円を超えるものについては、助役決裁を要することとした。</p>		<p>予算主義の原則を徹底し、安易な流用を規制するほか、予算の執行においては各所管において定期的に残高等の確認を行うこととした。</p> <p>又、支出科目等が適正であるかについても決裁時のチェックを確実にすることとした。十分なチェック機能が働かないと判断された場合は、決裁区分の見直し等により機能の確保に努めることとした。</p> <p>尚、四半期ごとに各費目の執行状況を確認するなど機能強化に向けた新たな対策について今後検討することとした。</p>		<p>チェック機能は強化されてきたところであるが、所管課によって予算主義に対する理解度のばらつきがあり、予算要求時に理解度向上に向けた取組を行った。</p> <p>また、必要に応じて財政担当からの指導を行った。</p>			<p>チェック機能は年々強化されてきているが、予算主義に対する更なる理解度向上や、日常的なチェック機能強化に向けた取組を行う。</p>								
効果等	<p>チェック機能の向上が図られた。</p>		<p>予算主義の徹底により、チェック機能の向上が図られた。支出科目等についても決裁時のチェック機能により適正に処理された。</p>		<p>予算要求、起票段階でのチェック機能の強化により、より確実な処理に繋がった。</p>											

番 号	3 - 6 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	コスト縮減の徹底と規制緩和等				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	物件費の削減						企		福		調					
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容		<p>現在、各課で個別に見積り・契約を行っている施設の維持管理に係る契約（清掃、リース、エレベーター保守、浄化槽維持等）について、一括して見積りを行う等の経費節減について検討を行い、平成19年度予算編成時より実施した。</p> <p>又、消耗品をはじめとする需用費等についても、各庁舎毎に一括管理することで、在庫の適正管理を行う体制を作ることに配慮した。</p>	<p>本庁舎ほかの施設について清掃業務、モップ・マットリ-スを総務課で一括見積りするとともに、業務内容の精査を実施した。</p>	<p>平成20年度中に町有施設の清掃、消防設備、清掃用品の複数年での一括見積を検討する。</p>												
効果等		<p>在庫の適正管理により、需用費等の物件費の削減に繋がった。</p> <p>平成19年度当初予算編成方針に基づいて査定した結果、約34百万円・6.2%減となった。（対平成18年度当初）</p>	<p>一括見積りによる効果額は、8施設合計で年間1百万円。（対平成18年度当初）</p>													

番 号	3 - 6 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	コスト縮減の徹底と規制緩和等				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	許認可の手続き緩和の検討実施															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>取り組み無し。</p>		<p>行政手続法に基づく各種許認可申請の審査基準や処理期間、さらに受付時の統一的な審査マニュアル作成について検討した。</p> <p>又、行政手続法についての職員研修会を平成19年1月10日(水)実施した。</p>		<p>各種業務が繁忙であったため、審査マニュアルの作成には至らなかった。</p>			<p>審査マニュアルの作成を行う。</p>								
効果等	<p>特記事項無し。</p>		<p>行政手続法の職員研修会実施により、職員の知識向上を図った。</p>													

番 号	3 - 6 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	コスト縮減の徹底と規制緩和等				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	選挙事務の再編															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度			21年度									
実施内容	<p>合併後の設置選挙における執行体制について課題点の把握と今後の方針の検討を行った。</p>	<p>次年度以降の選挙執行に向け、方針の検討を行った。具体的には、投票所閉鎖時間の繰上げや公営掲示場箇所数の見直しなどについて検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投票所閉鎖時間については、12箇所において1時間繰上げ。(午後7時を6時に) 公営掲示場設置箇所については、原則1行政区1箇所を原則に34箇所減として、10月3～19日・6会場で、地区長・班長・自治委員・公民館長(分館長)を対象とした説明会を開催。この内容で、県選挙管理委員会と協議した結果、29箇所減となった。 <p>以上2点の改正により、平成19年4月8日の統一地方選挙から執行。削減効果は、1百万円。別紙参照。</p>	<p>平成18年度の検討結果に基づいて県選管と協議し、12投票所の1時間繰上げ閉鎖と、公営掲示場の29箇所削減が決定した。</p> <p>そして、4月8日執行の島根県知事及び島根県議会議員選挙、及び7月29日執行の参議院議員選挙で実施した。</p>													
効果等			双方で約1百万円の削減効果があった。													

番 号	3 - 6 - 1			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	コスト縮減の徹底と規制緩和等				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	スクールバス・巡回バスの再編						企		福		調					
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	広域バス、六日市病院バス、町内巡回バス、スクールバス等の運行時刻を見直し調整を図った。	デマンドバスの運行を開始し、それに伴って、スクールバス（椋谷線、木部谷・大野原線）の土曜便を廃止した。	長期間に渡る夏休み等の休校日の運行をデマンドバス対応とすることで、経費節減が可能か否かを検討した。 公共交通機関の全くない地域であるため、学校休業中のスクールバス廃止にあたっては、児童生徒への影響も検討する必要があり、20年度において休校日の利用状況を調査することとした。	学校の長期休業の内、夏休みの運行をデマンドバスのみで対応できるか引き続き検討する。 夏休み中の児童生徒のスクールバス利用状況の調査を行う。												
効果等	住民の利便性を向上させ、併せてデマンド方式による効果的な運行を行なうための準備が整った。	住民の利便性の向上とデマンド方式による効果的な運行を行った。	交通体系の見直しにより、経費節減を図るための足がかりが出来た。													

番 号	3 6 2			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	行政品質の向上				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	総合的な取り組みによる行政品質の向上															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	<p>合併協定項目によって確認されていた補助金交付金制度の再編事務を平成17年度内で行い、新たな補助金制度として平成18年度からの運用が可能となった。厳しい財政状況を勘案してのものであるが、補助事業の目的・限度額・終期などについて精査を行い適正な事業執行の基盤とすることができた。</p> <p>又、庁舎内会議室や公用車の使用について一括管理する情報共有システムを平成17年度内に運用開始し、事務の効率化を図った。</p>		<p>事務の効率化や効果的な執行を図るため、以下のことに取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底した事務、施策の検証を行うための行政評価制度導入に向けた庁内組織の立ち上げについての検討を開始した。 ・全県WANを利用した電子申請による諸証明発行事務を開始した。 ・サービスを提供する職員としての資質向上のため、接遇研修を実施した。 ・指定管理者制度の導入によって公の施設の管理形態を抜本的に見直した。 		<p>以下のことについて、取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の評価を行うため、行政評価制度導入に向け、行政評価プロジェクトチームを立ち上げた。平成20年度試行、平成21年度からの導入とする。 ・業務案内板及び職員配置図を設置して、住民の利便性向上を図る。 ・窓口、日直業務マニュアルを策定して、住民に対しての質の高い対応と公平性を確保する。 			<p>これまでの取り組みを継続させると共に、改善を加えていく。</p>								
効果等																

番 号	3 6 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	公正の確保と透明性の向上の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	業者格付け、発注基準、指名基準						企		福		調					
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>業者の格付については、島根県の格付に準じて行った。 指名基準は、入札参加者等選定要領別表に対応した等級に属するものから選定した。 但し、災害関連は工期や県工事等の関係から格付を上記要領第3条第1項3により特別に定めた。</p>	<p>業者の格付については、島根県の格付に準じて行った。 指名基準は、入札参加者等選定要領別表に対応した等級に属するものから選定した。 但し、水道工事にかかるものについては、今後参加資格の確認を行い指名を行うこととした。 災害に係るものについては、前年度同様格付を巾広く運用することとした。 尚、予定価格の事前公表について本年度より施行した。</p>	<p>格付については島根県の格付に準じて行った。 指名基準は入札参加者等選定要領別表に対応した等級に属するものから選定した。ただし水道工事にかかるものについては、参加資格の確認を行い指名を行った。 災害にかかるものについては17年度同様格付を巾広く運用した。引続き予定価格の事前公表について実施した。 一般競争入札の前段として総合評価方式入札を施行した。本年は試行のため指名競争とした。今後一定金額について総合評価方式入札としたいが当面は年何件かを試行した上で一般競争入札を採用したい。</p>	<p>格付については島根県の格付に準ずる。 指名基準は入札参加者等選定要領別表に対応した等級に属するものから選定する。但し、水道工事にかかるものについては、今後参加資格の確認を行い指名を行うこととする。 災害にかかるものについては17年度同様格付を巾広く運用する。引続き予定価格の事前公表について実施する。 本年も総合評価方式入札を指名競争とし試行する。なお総合評価方式入札による一般競争の試行についても検討する。一般競争入札については各課と協議の上実施の方向で検討する。</p>												
効果等	幅広く町内業者の参入を図り受注機会の拡大が出来た。	公共工事の透明性、競争性の確保を図ることが出来た。	総合評価方式は業者の技術力を問うもので成果品の品質の向上を図ることが出来た。	幅広く町内業者の参入を図り受注機会の拡大を図るとともに品質の向上を図る。												

番 号	3 6 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	公正の確保と透明性の向上の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	町長の資産等の公開															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	政治倫理の確立のための吉賀町長の資産等の公開に関する条例により町長の資産公開を実施した。		政治倫理の確立のための吉賀町長の資産等の公開に関する条例により町長の資産公開を実施した。		政治倫理の確立のための吉賀町長の資産等の公開に関する条例により町長の資産公開を実施した。			政治倫理の確立のための吉賀町長の資産等の公開に関する条例により町長の資産公開を実施する。								
効果等	政治倫理の確立を図った。		政治倫理の確立を図った。		政治倫理の確立を図った。			政治倫理の確立を図る。								

番 号	3 6 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	公正の確保と透明性の向上の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	町長交際費の公開															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	情報公開条例に基づいて実施した。		情報公開条例に基づいて実施した。		情報公開条例に基づいて実施した。 公開請求件数 0件			情報公開条例に基づいて実施する。								
効果等	交際費の透明性確保を図った。		交際費の透明性確保を図った。		交際費の透明性確保を図った。			交際費の透明性確保を図る。								

番 号	3 6 3			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	公正の確保と透明性の向上の推進				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	情報公開制度の充実（再掲）															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>公正で透明性の高い行政運営を確立するため、個人情報の保護に留意しながら積極的に情報公開を推進した。</p> <p>年度内における実施状況は以下のとおりであり、町広報及び議会だよりにて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 4件 ・公開決定等の件数 4件 (いずれも町長部局) ・公開請求拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 0件 	<p>今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行う。</p> <p>より制度の充実を図るために町広報誌による制度の周知を年度内に行う。</p> <p>(現在の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 11件 ・公開決定等の件数 11件 (町長部局10件、農業委員会1件) ・公開請求拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 1件 	<p>今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行った。</p> <p>制度の充実を図るために町広報誌などによる制度の周知を図った。</p> <p>(19年度の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開請求件数 30件 ・公開決定数 25件 ・非公開 1件 ・不存在 4件 ・公開拒否件数 0件 ・異議申立ての処理件数及び決定状況 0件 <p>(町長部局26件・農業委員会1件・教育委員会3件)</p> <p>運用状況について広報「よしか」6月号に掲載し公表する。</p>	<p>請求件数が伸びつつあり、今年度も引き続き個人情報の保護に留意しながら積極的な情報公開を行う。</p> <p>尚、より制度の充実を図るために町広報誌などによる制度の周知を図る。</p>												
効果等	町政参画意識の高揚を図った。	町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図る。	町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図った。	町政参画意識の高揚と情報提供機会の充実を図る。												

番 号	3 6 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	省資源・環境対策の検討				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	低公害車導入の検討															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	取り組み無し。		取り組み無し。		導入の予定が無いため取組み無し。			環境対策に優れたハイブリッド車は高額であり、現状の財政状況下での導入は困難であることから、車両更新が必要となった場合に、低燃費、低排出ガスを条件に含めた車両選定を行う。								
効果等																

番 号	3 6 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	省資源・環境対策の検討				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	新エネルギービジョンの検討															
実施時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
実施内容	<p>省エネルギービジョン策定とともに、新エネルギーの検討を行った。</p>	<p>温暖化をはじめ地球環境対策に対しては、行政のみならず住民、事業者による取り組みも必要となっている。このため、過去に策定した計画等を参考に、住民、事業者との連携・支援体制の検討を行うこととした。</p> <p>尚、平成19年度においては、独立行政法人：新エネルギー・産業技術総合開発機構の交付金事業として、地域新エネルギービジョン策定に係る事業化フェージビリティスタディ調査（事業化可能性調査）を実施することとした。</p> <p>又、太陽光発電設備設置に対する町単独補助金制度については、引き続き継続することとし、住民に対しての周知を行った。平成18年度交付実績は10件。</p>	<p>平成19年度においては、独立行政法人：新エネルギー・産業技術総合開発機構の交付金事業として、地域新エネルギービジョン策定に係る事業化フェージビリティスタディ調査（事業化可能性調査）を実施した。</p> <p>又、太陽光発電設備設置に対する町単独補助金制度については、引き続き継続し、8件336千円を交付した。</p>	<p>本年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として、六日市温泉ゆ・ら・らにおいて、チップボイラーの設置をする。又、太陽光発電設備設置に対する町単独補助金制度については、引き続き継続することとし、10件450千円を予算化した。</p>												
効果等	<p>環境対策に対する意識高揚が図られた。</p>	<p>環境対策に対する意識高揚と新エネルギー事業化に向けた基盤整備の目途がついた。</p>	<p>環境対策に対する意識高揚と新エネルギー事業化に向けた基盤整備の目途がついた。</p>	<p>環境対策に対する意識高揚と新エネルギー事業化に向けた基盤整備を図る。</p>												

番 号	3 6 4			担当部署	議	総	政	町	保	税	地	出	産	建	水	教
項 目 名	省資源・環境対策の検討				会	務	策	民	健	務	籍	納	業	設	道	育
実施項目	ゴミ排出量の削減															
実施時期	17年度		18年度		19年度			20年度				21年度				
実施内容	不燃ごみ排出量の抑制を図るため、指定袋の有料化を行った。		今後策定予定の地球温暖化対策実行計画の中でゴミの排出量抑制の数値目標を定め全庁で取り組む。		吉賀町地球温暖化対策実行計画の中に、ごみ減量の項目を設けて排出量削減に取り組んだ。ただし、排出量の把握が困難なため数値目標は立てられなかった。 [内容] ・用紙使用量の削減。 ・リサイクル可能な商品の購入に努める。 ・物品の再利用や修理による長期使用に努める。 ・使用済封筒の再利用。 ・トナーカートリッジのリサイクル。 ・古紙の分別と資源化。			吉賀町地球温暖化対策実行計画を引き続き推進する。								
効果等	年度内での効果は特に現れていない。		省資源及び環境意識の高揚を図る。又、数値目標の設定によりゴミ排出量の抑制が期待される。		省資源及び環境意識の高揚を図ることにより、ゴミ排出量の抑制が期待される。											